

石炭鑛業 互助會報

第四卷・第十號

雜誌部

昭和十四年十月二十日發行

第 10 號

重役會並理事會
炭鑛業權設定
界日誌

本會記事

石炭統制は生産第一主義其他

彙報

石炭船運賃

石炭増産對策要綱

試掘出願から鑛業權(試掘權)の生れる迄の經過(十) 星 惣吉(三四)

參考資料

筑豊炭田の熱量と灰分關係(五) 町田 隆介(二九)

鑛業報國運動の基礎觀念 佐久 洋(一八)

アール制石炭共販會社に當り政府當局に對する具体的要望野上辰之助(三)

(卷頭言) (日本の進むべき道) 鳴 瀧(一)

目次

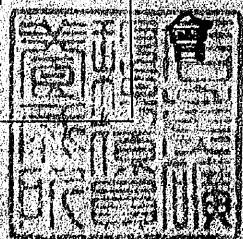
社団法人石炭鑛業

會報

昭和十四年十月十七日印刷納本 昭和十四年十月二十日發行

十月號

石炭鑛業互助會發行



炭坑關係者各位の
御安全を祈る

福岡市藥院大通二丁目八一番地

福岡石炭商會

電話福岡西③

(西)二三一九番
(西)四三三四二番

出	佐世保市相之浦	所長	仁藤已知勇
張	佐賀縣東松浦郡楠久	所長	西村勉一
所	若松市濱三番町二丁目	所長	渡邊幹夫
	東京市代々木西原町八九六	所長	野口祐三郎
	名古屋市昭和區田邊通二丁目一		

炭坑關係者各位の
御安全を祈る

福岡市藥院大通二丁目八一番地

福岡石炭商會

電話福岡西③

(西) 二三一九番
(西) 四三三四二番

出張所
佐賀縣東松浦郡楠久 所長 仁藤 已知 勇
佐世保市相之浦 所長 西村 勉 一
若松市濱三番町二丁目 所長 渡邊 幹 夫
東京市代々木西原町八九六 所長 野口 祐三 郎
名古屋市昭和區田邊通一丁目

石炭鑛業互助會會則

第一章 總 則

第一條 本會ハ石炭鑛業互助會ト稱ス
第二條 本會ハ本會ノ目的ニ賛同スル石炭鑛業者ヲ以テ組織ス
第三條 本會ハ會員相互ノ連絡ヲ圖リ互助協調シテ石炭鑛業ノ向上發展ヲ期スルヲ以テ目的トス
第四條 本會ハ本部ヲ福岡縣若松市ニ置キ支部ヲ必要ノ地ニ設ケルコトアルベシ

第二章 事 業

第五條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
一、調査機關ヲ設ケ石炭鑛業ノ向上發展ニ關スル諸般ノ調査研究ヲナスコト
二、石炭ヲ需給ヲ調査シ其ノ調節ヲ圖ルコト
三、會報ヲ刊行スルコト
四、會員炭坑ノ被災其ノ他ノ事故ニ對シ適當ノ救援又ハ調停ヲナスコト
五、其ノ他必要ト認ムル事業

第三章 會 員

第六條 本會會員ハ名譽會員、正會員及准會員ノ三種トス
一、名譽會員ハ本會ノ目的ヲ實現スル名士ニシテ理事會ノ推薦ニヨリモントス
二、正會員ハ石炭鑛業ヲ經營スル個人又ハ法人ニシテ所定ノ會費ヲ納ムルモノトス
三、准會員ハ正會員ノ推薦ニヨリ入會セシムルモノニシテ其ノ資格ハ正會員ノ同シ
第七條 正會員ハ其ノ經營スル炭坑ノ年額送炭數量(毎年自四月一日至翌三月卅一日)ニヨリ第八條ノ規定ニ基キ自己已經

第八章

第八條 正會員ノ准會員算定ノ基準ハ左ノ通りトス
一、五年送炭數量五萬噸迄 一名
二、五年送炭數量五萬噸超ヘ拾萬噸迄 二名
三、五年送炭數量拾萬噸超ヘ其ノ未滿ヲ増ス毎三一名ヲ増加スルモノトス
四、五年送炭數量拾萬噸超ヘ其ノ未滿ヲ増ス毎三一名ヲ増加スルモノトス
五、五年送炭數量拾萬噸超ヘ其ノ未滿ヲ増ス毎三一名ヲ増加スルモノトス

第九章

第九條 新入會セントスル者ハ所定ノ申込手續ヲシテ理事會ノ承認ヲ得ベキモノトス退會セムトスル者モ又同シ
第十條 毎年五月ニ於テ正會員ノ前年度送炭數量ニ基キ其ノ准會員推薦人員ニ増減ヲ生ジタル場合ハ正會員ハ増減スベキ准會員ノ人名ヲ届出ツベキモノトス

第十章

第十條 准會員ノ退會理由ニ依リ減員シタル場合ハ正會員ハ一月以内ニ其ノ補缺推薦ヲナスベキモノトス
第十一條 第十條ノ規定ニヨリ送炭數量ノ減額ニヨリ准會員ヲ減員スル場合其ノ減員ノ選ニ當リタル准會員ハ異議ヲ述ブルコトヲ得ズ

第十二章

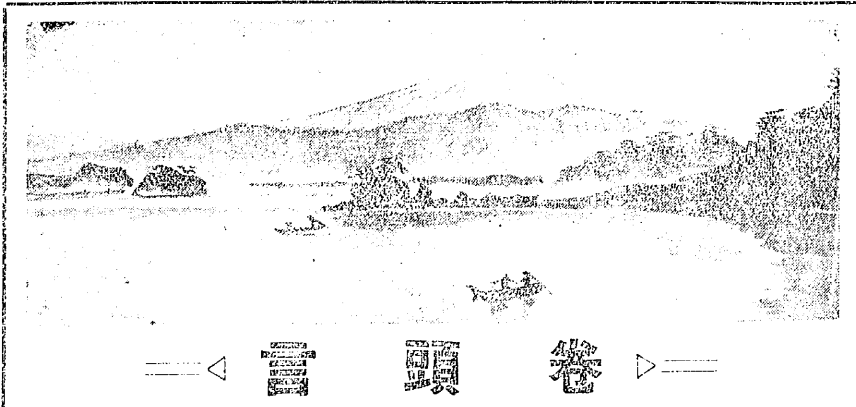
第十二條 正會員死亡ノ際其ノ相續者以外ノ繼承ニ就テハ理事會ノ決議ニヨリ
第十三條 正會員ニシテ本會ノ名譽ヲ毀損シ又ハ本會ニ不利益ナル行為ヲナシ若クハ會員ノ義務ヲ履行セザルトキハ總會ノ決議ヲ以テ除名スルコトアルベシ

第十四條

第十四條 退會者又ハ除名者ハ既納會費、積立金及ビ持分權ハ如何ナル理由アルトモ返付セズ

第四章 役 員

第十五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
一、會長 一名
二、副會長 一名
三、理事 十名以內
四、監事 五名以內
五、評議員 十名以內
第十六條 會長ハ總會ニ於テ正會員ヨリ之ヲ選舉スルモノトシ、副會長、理事、監事、評議員ハ正會員又ハ准會員中



言 園 卷

日本の進むべき道

諸國事變の變遷として世界情勢は一變した。持てる國英、佛、米、ソの現狀維持
 國と持てる國日、獨、伊の現狀打破國との對立は、年々遂に深刻化されて來た。
 即ち諸國事變に引續いて伊エ紛争、スペインの内亂、支那事變の勃發、東大和洋合
 問題、チエツコ問題、メーメル問題、アルバニア問題等々非常なスピードで現狀維
 持國の協同陣營を撃破されて行く。それに驚いた現狀維持派の巨頭英獨が今春から
 波蘭、トルコ、希臘を抱き込み、ソ聯を自説と落して所謂「獨伊匈陣營」を張らう
 と必死の努力を傾注しつつある。突如として大猿の如き獨ソの接近、不可侵條約
 の締結、波蘭の分割、英佛の對獨戰線報告となり、第二次歐洲大戰は既に其の序曲
 を演じつつあるが、波蘭侵略に脱兎の如き勢で進撃した獨軍も西部戰線では處女の
 如く小競合を演じて、虚勢を伺喘、和平工作の宣傳戦に終始して居る有様だ。
 而して、英佛の對獨宣戰報告と同時にソ軍は軍事同盟の締結國として直に獨逸
 側に参戦すべき筈なのに、イタリイは未だ洞ク峠を降らず、ソ聯は一兵も損せず
 て波蘭の半分を侵略し、南はトルコ北はフィンランド等の小國を恫喝しつつあり、
 加之英國は通商條約を締結して魚夫の利を貪らんとしつつある。
 斯の如く、今や歐洲の天地は恰かも支那の戰國時代の如く、權謀術策の外交手段
 により合従連衡常ならず利害得失のためには昨日までの仇敵とも今日手を握る。
 彼等には正義も無ければ道義もない、之が偽らざる彼等の眞の姿にして、以て他山
 の石とするに足る。
 人動もすれば日ソ提携を唱へ日獨伊軍事同盟を叫ぶ者あれども、日本の進むべき
 道はたゞ一筋である。曰く自主獨立であるのみである。(鳴海)

ヨリ總會ニ於テ選舉スルモノトス
 但シ同點者三名以上アル場合ハ年長順ニヨリ順位ヲ定ム
 第十七條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ補佐
 シ會務ヲ執行ス
 監督役ハ本會ノ會計及會務ヲ監査ス
 第十八條 本會役員ハ各職ニ應ズルモノトス
 但シ必要ノ場合ハ實費又ハ手當ヲ給スルコトヲ得
 第十九條 會長、副會長ハ三ヶ年トス
 理事、監督役及評議員ハ二ヶ年トス
 但シ會計年度ノ中途ニ於テ任期ノ滿了ル場合ハ次ノ定
 時總會終了迄任期ヲ延長スルモノトス
 補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘存期間トシ特ニ其ノ必要ナキ
 トキハ次ノ改選期迄補缺ヲナラザルコトヲ得
 第二十條 會長ハ必要アリト認ムルトキハ會務ノ範圍ヲ理事會ニ
 諮リ臨時ニ會員中ヨリ委員若干名ヲ任命スルコトヲ得
 第二十一條 本會ニ主事一名、事務員若干名ヲ置キ會長之レヲ任免
 ス

第五章 資産及會計
 第二十二條 本會ノ資産ハ基本金、會費及寄附金其ノ他ノ收入金ヲ
 以テ組織ス
 第二十三條 本會ノ經費ハ基本金ノ利息、收入會費、寄附金其ノ他
 ノ收入金ヲ以テ之レニ充ツ
 但シ理事會ノ決議ヲ經テ基本金ヲ經費ニ流用スルコトヲ
 得
 第二十四條 會費ハ其ノ年度ノ豫算ニ應ジ總會ニ諮リ必要ナル金額
 ナ決定スルモノトス
 第二十五條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十
 一日ニ終ル
 第二十六條 本會ノ豫算ハ理事會ノ承認ヲ經、決算ハ總會ノ承認ヲ
 經ルコトヲ要ス

第六章 會 議
 第二十七條 會計年度ノ終リニ於テ剩餘金アルトキハ之レヲ基本金
 ニ繰入レ又ハ翌年度ニ繰越スコトヲ得
 第二十八條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス
 臨時總會
 定時總會
 評議員會
 理事會
 委員會

第二十九條 定時總會ハ毎四月中一回會長之レヲ召集シ決算ノ承認
 ナルヲ會務ノ報告ヲカシ重要ナル事項ヲ決議ス
 臨時總會ハ會長ニ於テ必要ト認メタル場合若クハ會員半
 數以上ノ請求アリタルトキ之レヲ召集ス
 理事會ハ會長、副會長及理事ヲ以テ組織シ會長ニ於テ必
 要ト認メタル場合若クハ理事半數以上ノ請求アリタルト
 キ之ヲ召集ス
 會長ハ監督役ノ意見ヲ徵スル必要アリト認メタル場合ハ
 其ノ出席ヲ求ムルコトアルベシ
 監督役ハ理事會ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得其場
 合ハ理事會同様決議權ヲ有スルモノトス
 評議員ハ會長必要アリト認メタルトキ之レヲ召集ス委員
 會ハ委員相互ノ申合ヒヨリ之レヲ開クモノトス
 總會ヲ召集スルニ會議ノ目的タル事項ヲ指示シ少ク
 トモ開會五日前ニ通知ヲナスベシ
 第三十條 總會ニ出席シ得ザル會員ハ本會會員ニ限リ決議權ヲ委
 任スルコトヲ得
 附 則
 第三十一條 會則ノ變更ハ總會ノ決議ヲ要スルモノトス
 第三十二條 本會事務施行ノ爲メ必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム
 第三十三條 本會ニ規定ナキ事項ハ理事會ニ於テ適宜處理スルモノ
 トス
 第三十五條 本則ハ昭和十二年四月二十三日總會ノ決議ヲ經タルヲ
 以テ即時實施スルモノナリ



—▷◁ 言 頭 卷 ▷—

日本の進むべき道

滿洲事變を契機として世界情勢は一變した。持てる國英、佛、米、ソの現状維持國と持たざる國日、獨、伊の現状打破國との對立は、年を逐ふて深刻化されて來た。即ち滿洲事變に引續いて伊エ紛争、スペインの内亂、支那事變の勃發、澳太利併合問題、チエツコ問題、メーメル問題、アルバニヤ問題等々非常なスピードで現状維持國の協同陣營は擊破されて行く。それに驚いた現状維持派の巨頭英佛が今春から波蘭、トルコ、希臘を抱き込み、ソ聯を口説き落して所謂『獨伊包圍陣』を張らうと必死の努力を傾注しつつある際、突如として犬猿の如き獨ソの接近、不可侵條約の締結、波蘭の分割、英佛の對獨戰線布告となり、第二次歐洲大戰は將に其の序曲を演じつつあるが、波蘭侵略に脱兎の如き勢で進撃した獨軍も西部戰線では處女の如く小競合を演じて、虚勢を恫喝、和平工作の宣傳戰に終始して居る有様だ。

而して、英佛の對獨宣戰布告と同時にソ軍は軍事同盟の締結國として直ちに獨逸側に參戰すべき筈なるに、イタリイは未だ洞ヶ峠を降らず、ソ聯は一兵も損せずして波蘭の半分を侵略し、南はトルコ北はフィンランド等の小國を恫喝しつつあり、加之英國は通商條約を締結して魚夫の利を食らんとしてゐる。

斯の如く、今や歐洲の天地は恰かも支那の戰國時代の如く、權謀術策の外交手段により合従運衡常ならず利害得失のためには昨日までの仇敵も今日は手を握る。彼等には正義も無ければ道義もない、之が偽らざる彼等の眞の姿にして、以て他山の石とするに足る。

人動もすれば日ソ提携を唱へ日獨伊軍事同盟を叫ぶ者あれども、日本の進むべき道はたゞ一筋である。曰く自主獨往あるのみである。

(鳴 濤)

プール制石炭共販會社設立に當り 政府當局に對する具體的要望

石炭鑛業互助會會長
互助會石炭株式會社社長

野 上 辰 之 助

現下の我が國は、東亞新秩序と東洋永遠の平和を確立するため、一億一心國家の總力を擧げて聖戰目的達成に萬難を排し、長期建設に不退轉の決意を如實に示しつゝあることは云ふまでもない。

その具體策の現れとして、政府當局は戰時經濟體制強化のため國內産業の生産力擴充を促す凡ゆる劃期的強力統制法を發動し、物價對策の強化と經濟機構の一大轉換を計らんとしつゝあることは何人と雖も等しく之を知る所であつて、國民亦協力一致此の政策遂行を支持支援しつゝある所以である。

併し乍ら、今事變勃發以來、全面的に行はれたる物動計劃遂行の跡を顧みるに、其の著しく矛盾撞着の弊多きは洵に遺憾とする所である。

現下の時局に於て、物資統制が不可欠なる政策であることは論を俟つまでもないが、政府は之が實施に當り、國民に對し其の目的の根本精神について今少しく理解と認識を徹底せしめ、政策の眞價を發揮せしめると共に、政策の立案に當つ

ても徒らに秘密主義に促はれることなく、宜しく具體案を解放し官民一致の協力に依り成果を收めしむるにつとむべきである。

吾人は現下の最も緊急を要する石炭統制問題について、之が對策案としてプール制共販會社設立の必要切實なるに鑑み這般中央物價委員長小川郷太郎氏に對し左の如き事項について要望するところがあつたが、偶々之が新聞紙上に報道されるところとなつたので、爰にこの結論的意見として少しく次に述べることとする。

去る九月二日石炭鑛業互助會委員が上京の上、今回政府が實施せんとするプール制共販會社案に對し、主務省首脳部と種々折衝檢討を續け意見の交換をなしたのであるが、その際要望せる事項の概要は大體次の如くである。

一、舊來ノ金融方法ヲ共販會社ニ於テ是正スル事

(イ) 現在炭鑛ニ於テ事業擴張ヲ要スル時(出炭増加ヲ圖ルタメ)ノ金融方法

(ロ) 鑛區ヲ所有又ハ買收シ之ガ開坑ニ當リテ要スル資金ノ貸出シ

(ハ) 石炭代金前貸金、例ヘバ此ノ要求ニ對シ事業者ニ運轉資金貸與ノ方法

(ニ) 借入資金ト不可分的ナル石炭ノ販賣權問題(生産石炭ノ使用ヲ目的トスル爲メ代價トシテ貸付タルモノヲ含ム)

(之ニ該當スル二億五千万圓ヲ如何ニ處置スルカ)

二、災害準備金ノ積立

炭坑災害ニ對スル保險ノ意味ニ於テ積立金ヲナスコト、此ノ場合僅少ノ被害ハ事業主負擔ナルモ大非常ノ場合ハ一定ノ保險金ヲ支拂フ事

三、不況時對策積立金

四、別個トシテ考慮スベキモノハ勞力充足

(イ)内地人、半島人ヲ別ナク此際急速ニ石炭礦業ヲ優先トシテ時局下石炭不足ニヨル重大使命達成ニ資セラレタシ
(ロ)労働者ノ充足ヲ優先トシテ尙現行法中ノ健康保險法ニ依ルノ弊害及退職積立金並ニ鑛業法中勞役規則等ノ運用
ニ當リ時局ヲ認識セザルモノヲ指導スル爲メ再檢討ヲ行ヒ現在ノ從業者ノ稼働率低下セルモノヲ能率増進セシ
ム

五、機材ノ増配

高能率部類ニ屬スル炭坑又ハ特殊原料供給ノ炭坑ノ新坑開發ノ場合ハ機材ノ増配ヲ行フ

六、合法的ニ鑛區ノ整理(増産法適用)

七、自家用炭ヲ認メ各種會社工場ヲシテ積極的ニ炭坑經營ニ乗出シ石炭増産ニ拍車ヲカケルコト

八、斤先採掘ノ場合ニ於ケル鑛業權者ト斤先採掘業者ノ金融及對策其ノ他機材ノ圓滑ナル供給

右の事項に依り我々生産者ノ特殊事情を逐次説明具申の上、充分なる考慮の下に實施されんことを要望した次第である
要するに之等互助會の要求事項はプール制共販會社設立の主旨に基づく基礎的條件であり、就中不況時對策、災害援助
保護政策等は浮動性と危険率を多分に持つ特異性のある石炭事業の性質上、之れが運営を躊躇することあらんか投資家も
經營者も次第に姿を消し、新規起業は基より、精神的打撃に因る事業萎縮となり、増産は遂に減産の一途を辿るは火を見
るよりも瞭らかである。

而して共販會社設立に當り、最も難關にして慎重を要する重点は、買上炭價の査定にあり、現在の客觀的情勢より推す
時は炭價は昨年九月一日を以て抑へ炭坑資材勞働賃金等は本年九月十八日を以てストップしたので、過去一年間に於て生
産コストは屯當り貳圓以上高くなつて居る状態なればこの点を考慮して、炭價の再檢討をなし現在以上の炭價を以て之を
買上げる事が最も妥當なりと信ずるものである。然る後經營方法、炭坑會社の内容、職員労働者の待遇、資材購入の單價

統制及び運搬の便不便等、諸機構について徐々に研究調整し、眞の合理化に進展せしむる事を必要とするのである。

然れ共、之が實施については、猶ほ幾多の迂余曲折は免れざるべく、その理想に到達するまでには可成の時日を要する
事と思はれるが、前にも述べた如く、當局が政策を遂行するに當つて、具体案を示さず徒らに秘密主義で臨む事は却つて
益々事態を紛糾に捲込む惧れなしとせず、互助會に於ても曩に最初當局の措置に飽き足らざるものがあつたが、今や漸く
此の空氣が緩和されるに至つた事は洵に欣幸とするところであつて、此の上は我々の提案に對し充分なる理解を以て承認
の上、速かに實行移されんことを期待して已まない次第である。

惟ふに、國際情勢と國內經濟動向に認識を缺く者は一般諸物價の價格と自己の生産品とを比較對照し、自己の生産品が
之等と著しく均衡を缺くかの如き感を抱き、今少しく値高に販賣されん事を欲求するが、これは一面人間本來の人情にし
て又已むを得ざるも、苟しくも現下の世界の大勢と國內戰時經濟に目を注ぐれば、物價の昂騰に因つて來たる悪性イン
フレーションは、纏て經濟破綻の悲惨な結果を招來するは、第一次歐洲戰亂の實例に徴するまでもなく明なるところであ
らう。故に此際或る程度の革新的物資統制機構の確立は當然なることであつて、之が實行は一日たりとも勿論に附すべ
からざるものであり、例へば今次の歐洲大戰の進展如何に抱らず東亞建設の大業遂行には國民全体打つて一丸となり、新
なる國家經濟確立に寄與貢獻するの精神を持つべきであらう。之は獨り石炭界のみに止まらず、今や我が國産業部門の全体
に亘つて行はれんとする國家經濟の一大轉換の實相であり、恰も明治維新に於ける封建政治の瓦解に依る大政奉還と同じ
く一大進化政治の實現である。

而して斯かる轉換時期に於ては、其の必然の結果として所詮は人的、物的兩面に亘り、或る程度の犠牲が生ずることは
否み難い事實で、維新當時に於ては此の犠牲者を遇するに扶持録を與へ生活補償の道が講ぜられたのである。

故に、今後行はれんとする革新政策の犠牲者に對しては國家は充分補償の義務を負ふことも前者同様忘れてはならない

斯る意味に於て、共販會社は統制の合理化によつて得たる益金を、先づ以つて會社實施後の犠牲者に株券、公債、現金等にして夫々交付優遇し、失業者に對しては職業の轉向斡旋に努力し、遺遺洩なきを期すべきであり、然る後猶剩餘の益金あらば増産に振當て、保護助長に資するなれば最も合理的に石炭増産の効果を收め得るのではあるまいか。

吾人は豫て今日の石炭飢饉の到來を憂へ、日支事變勃發直後岡野龍一代議士立會のもとに杉山陸相と會談し、石炭飢饉の將來に備へるため労働手帳の交付、技術者登録、其他増出生産擴充につき力説同意を求めたる所、陸相もまた時宜を得たる計劃として大いに賛同の意を表されたり、然るに其の後に於て實行は遅々として進まず、遂に今日に至つて政府當局の周章狼狽をみるは、寧ろ奇異とするところである。又昨年九月厚生省庶務部長に對しても労働力充足の急務其他を杉山陸相同様進言する所があつたが、漸く昨年十一月より技術者登録及び労働手帳交付が徐々に行はれつゝある有様にして、今日其の實施が急務中の急務であり、其の實行の當然なるべき方策が、斯の如く極めて緩漫にして非常時に即應するに余りに手遅れの憾があることは洵に寒心に堪へざる次第である。

加ふるにその氣力に於ても、上層階級の一部には、獨り自己の地位を護るに汲々として、積極的國策遂行の氣力に乏しく、却つて下級少壯官吏の中に捨身の英斷力の氣魄に富む者ある等本末顛倒の感あり、(最近に至つて稍々此の弊緩和されつゝあり)、斯かる非常時局に於ては上下の區別なく、官吏は第一戰に死を賭して戦ふ皇軍將士の如き氣構へと滅私奉公の精神を以て、須らく銃後の國家建設に自ら其の軀を垂れんことを切望して已まない次第である。

次に、今回の共販會社設立に關しては事業家代表を關與せしむる囑託制度なる案が設けられてあるが、果してその機能の効果が期待されるであらうか、例へば民間會社に雇傭されてゐる者が間接の利益を計るために、直接會社に不利を及ぼす問題の討議に果して進んで賛意を表し得るや否や頗る疑問と云はねばなるまい。斯くては如何に頭數のみを揃へても結局言ふべき事は抽象的となり、又云はんと欲する事は口を緘して云ふ能はず、折角の代表も無爲無策に終るは明なるが故

に、之が選定には先づ総合的經營の實体に深き理解と体験とを有する眞の代表者をしてこれに當らしむることが最も肝要であらう。

以上は、業界の諸般に織込まれた事項其他に付、氣付いたまゝを断片的に述べたに過ぎないが、今や世界の動向は歐洲動亂を楔機として一大轉換期に際會し、東亞の盟主たる國威を中外に闡明せんとする我が國は、産業、教育、貿易等各部門の機關を總動員して革新政策遂行を率直大膽に敢行すべき秋であり、國民は各自の職場を保持して一大決意を要するは勿論、現下の政治家たるもの亦須らく大陸に聖戰遂行の矛をとる一兵卒と共に戰場を馳驅し、或は現地戰士と膝を交へ、具さにその心勞を傾ち、以て識見を磨き、体験を積むに非ざれば今後の政局を擔ふ眞の大政治家たるの器とはなり得ないであらう。

自分は石炭業界のみに没頭し一部的な知識しか有せざるを以て一般問題に至つて論及するが如きは因より潛越の沙汰ではあるが、眞に國家を想ふ哀情の發露したまゝ茲に聊か自己の体験から得た感想を述べた次第であつて、要は政府當局者並に業界各位の努力邁進により、東亞建設の大使命が一日も早く達成されんことを要望して已まない次第である。

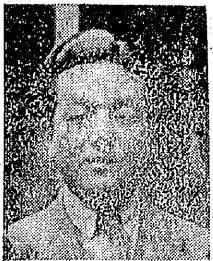
鑛業報國運動の基礎觀念

福岡鑛山監督局勞務課長

佐

久

洋



鑛業報國精神とは極めて平易に言ふならば鑛山事業を通じて國家に奉仕するの精神である。凡そ我が國民は各々の職業、職場を通じて國家に貢献するの任務を帯びて居る。兵士は兵士の立場に於て、農夫は農夫の立場に於て、實業家は實業家の立場に於て、鑛山従業員は鑛山に働く事に依つて夫々國家に貢献する任務を有して居る。

國民凡ては銘々の立場職業を通じて國家に貢献するのが日本臣民としての義務であり、鑛業報國運動が、鑛業に従事する者凡てが鑛業を通じて國家に貢献することを目的とする以上、當然此の運動は鑛山勞務者だけの運動ではない。

苟も鑛業に職を奉ずる者は凡て此の運動の一翼を擔ふべきものである。會社の社長、重役、鑛業所長と雖も一般従業員と同じ熱情と努力とを以て鑛業報國運動に参加すべきものである。之は鑛業報國運動の根本精神に照して考へてみるならば毫末の疑問も無い所である。所が不幸にして鑛山の最高幹部、殊に會社の重役級の人々には未だ未だ鑛業報國運動を以て一部従業員に過ぎざるかの如く考へて居る向のあることを屢々耳にするのであるが洵に遺憾である。

次に鑛業報國運動に就て誤解されて居る点は、此の運動が一時的な戰時對策であり、今次の支那事變終了の後は此の運動も自然其の任務を終つて終息するものゝ如く考へられて居る事である。

勿論此の運動が起されたのは此の度の事變が其の動機であつたことに就ては役人にも異論の無い處である。然しそれは單に此の運動の動機が事變に在ると謂ふだけの事であつて、それ故に此の運動が一時的な事變對策なりと結論するは此の運動の使命を全く認識せざるものである。

此の運動は世界に類例なき日本産業道の確立を目的とするものであり、従つて將來永久に繼續せらるべきものである。謂はば西洋文化の總てが模倣的に日本に流入し纏てそれが日本化されたと同様に西洋の勞働思想が一時そのまゝの形で日本に入つて來たが、今やそれが日本化せられ新に皇國産業道となつて現はれたのが此の度の鑛業報國運動である。

茲に於て鑛業報國運動の精神は何ぞやに就て検討の必要がある。鑛業報國精神とは前に一言した如く鑛業人が鑛業を通じて國家に貢献せんとする精神である。目的とする處は國家への奉仕であつて一個人の利益追求に在るのではない。利益追求は其の副目的である。

我が國の思想變遷史を顧るに、古きは扱て置き、明治時代に入つて以後西洋諸國との交通が活潑に行はれるに至つて西洋流の個人主義思想、自由主義、思想物質主義思想が怒濤の如き勢を以て流れ込んで來る。それにはそれ相當の理由がある。

徳川三百年間の幕府政治下に於ては封建主義思想の拘束を受けて、人間は凡て生れに依つて其の一生が定つて了ひ、如何に賢明な素質を有して居ても百姓の子は百姓であり、大工の子供は大工以上にはなれず、魚屋の子供は何と努力しても魚屋を出でることは出来なかつた。

之に反して大名の家に生れたものは如何に愚かな者でも大名になる。即ち封建秩序と云ふものは陋固たる力を有し之を

如何とも爲し得なかつた。

此の制度が三百年の長きに亘り、武士階級は自分の階級的利益を保持するに便利であつたが一般庶民階級即ち農工業商業に従事する者は其の制度の下に在つては到底我慢が出来なくなつて來た。他面農業、工業、商業に従事する者は相當の財産力を有して居るが権力と云ふものを持たぬに反し、武士階級は権力を有するが財産力を持たず、財力に於て武士と雖も庶民階級には頭が上らぬと云ふ不均衡状態に陥つた。之が徳川幕府崩壊の一原因を爲すものであるが、一度維新の大業成つて四民平等となるや今迄壓迫されて居た庶民階級は急に膨脹せんとし、其の膨脹には外國の自由主義思想、個人主義思想はこまなく有力な武器となつた。人間は凡て生れ乍らにして同等の権利を有す。個人は絶対に自由なりと云ふのであるから今迄壓迫されて居る階級にとつては誠に有難い思想に違ひない。

此の如き現象は西洋にも同じく存在する。中世紀は宗教万能の時代であり、人間の價值と云ふものは認められず前には全く無力なものとせられ、政治的握力も完全に教會の握る所であつたが、近世に至つて個人は神を離れて絶對的價值を有し本來自由なるものと考へられるに至つた。

此の個人主義思想、自由主義思想は政治方面に於ては民権思想となつて表はれ、經濟方面に表はれて資本主義となつた人民は選舉權と云ふ神聖なる權利を有し代表者を選舉することに依つて自己の意見を自由に發表することが出来る。金を持つて居る者は事業を行つて欲しいだけ利益を收めて宜しい。資本家と労働者とはお互に獨立自由なる人間として契約を結んで仕事に従事する、契約が絶對にして何物にも支配されない獨立自由なる人間と人間との約束なるが故に契約は神聖なるものである。契約は自由なるものである。契約することが自由なると同時に契約を解除することも亦自由である。

かくして人間は自己の利益を追求するに就て完全なる自由を認められた。經濟學に於ても人間は利慾を追ふ動物なりと云ふ原則に基き人間の經濟活動の原動力は營利心に在りと説かれるに至つた。國の法律は凡て自由主義を基調として制定

せられた。國家は凡ゆる方法を以て資本主義組織を發展せしむる爲努力した。營利會社に對しては特別に安い現金を課するような方法も講じた。

かくして日本の資本主義組織化は實に華々しく進展し今日に於ては日本商品が世界の隅々迄及ぶに至つた。南アフリカの土人迄日本製の白布を腰に纏ふようになった。南洋の土人が日本製のボマードを体に塗るに至つた。國民は各々平等なることを認められ、力さへあればどんな地位職業にも就き得るに至つた。議會に於て國民の意志は十分發表され得る組織となつた。

かく考へて來ると個人主義、自由主義の残した功績は實に大きなものがある、日本今日の隆昌は實に此の個人主義、自由主義に負ふ所實に大である。

併し乍ら今日に至つては個人主義、自由主義は既に其の任務を全く爲し終つた。今や資本主義は根本より檢討されるべき時期に達した。最早企業家の自由競争のみに依つては事業の經營を爲し得なくなつた。之は日本のみの現象ではなく遍く世界中に亘り同様の現象が現はれて居る。自由主義の總本山であるアメリカに於てさへ資本主義に修正を加へた「ニュー・ディール」は自由主義、個人主義の弊害が其の利益よりも大きくなつた爲である。

個人主義、自由主義には勿論非常な美点あり功績がある。人間を封建制度より解放し人間に人格を認めたるは實に見逃し得ざる功績である。

併しながら其の弊害も亦相當大きなものがある。何よりも目立つ弊害は權利あるを知つて義務あるを知らぬと云ふ風習を作つたことである。

雇主側は従業員を勞働を買ひ取つたかの如く考へて従業員を使用するを以つて權利なりとし、従業員は勞働の權利を主張し賃金請求の權利を主張する。「權利」と云ふ言葉を口にする事が近代思想の洗禮を受けた者の證據なる力の如くに考

へられた。ついで自己の義務と云ふことに就ては考へよりとしなかつた、自分の思ふ通りにならなければ直ちに権利を口にするの弊風は遂に見るに堪えなくなつて来る。

吾々は茲に於て吾々人間の生活場である社會とは何ぞやと云ふ事を考へ直して見なくてはならぬ。又社會をして圓滿なる發展を爲さしむる爲に吾々は如何に爲すべきかを慎重に考へねばならぬ。

從來社會と云ふ言葉は盛んに使用せられて居り乍ら、社會が何であるかに就ては余り深い考慮が拂はれなかつたように思ふ。普通に社會と云ふと人間の集りであると云ふ程度にしか考へられなかつたようである。

社會が人間の集りである事に就ては異論がない。其の集りが如何なる形の集りなりやに問題がある。社會は普通に從來考へられた如くに個々獨立、自由なる人間のかき集められた集合体ではない。一つ一つ獨立の形を爲した石コロを集めたようなものではない。

其の場合の石コロは一つだけ取り出しても矢張り一個の石コロとしての存在を有す。併し乍ら社會を離れた人間は一個の動物である。人間としての價値を有しない、社會を離れて人間は有り得ない。

社會は有機体である。有機体の特徴は其の構成部分が全体として統一され、部分が各々獨立性を有せず、其の部分だけを取り出した場合には其の部分は無價値なる點に在る。

有機体の一番良い例は人間の体である。体は頭あり手足あり胴体あり、腕あり耳あり。それらが巧みに統一されて人間の体が完全になる。所が人間の頭だけを取り出しても何の役にも立たず胴体や手足だけでは何の値打もない、又耳や眼をえぐり取つて見てもそれだけでは音も聞えず物も見えない。此の胴体や頭や耳や眼が各々其の在る可き所に在つて其の職務を果す、即ち頭は体の全般に命令を發し、胴体や手足は其の命令に従つて動き、耳は音を聞き、眼は物を見て始めて人間の活動が活潑に行くのであつて、命令をしたが手足が動かなくなつたり耳は音を聞かなくなつたり、眼が物を見よう

としなかつたならばその人間は最早一人前ではない。

社會も同じことである。社會は種々の構成分子より成り立つて居る。事業家あり、軍人あり、農業者あり、教育家あり之等のものが相互に密接な關係を以て統一されて始めて圓滿なる社會の發展が望まれる。軍人階級は他の階級と離れては何の役にも立たず、教育家階級は他の階級と離れては存在し得ない。

大は國家より小は一家族に至る迄凡そ人間の結合体は總て社會である。鑛山も一つの社會である。それは事業主、職員従業員より成る一の社會であり有機体である。以上人間の体と同じである。事業主を頭に例へ職員、従業員を其の胴体手足に例へても宜しい。人間の体に於て頭だけが尊く胴体や手足が卑しいと云ふような關係が無いと同じように、鑛山に於ても資本家事業主が尊くして従業員が卑しいと言ふような關係は在り得ない。此の点兎もすれば世上往々にして誤解して居る向があり、資本家を如何にも高級なる人種とし従業員を勞働者と云ふ名の下に卑しむ者があるのは誠に遺憾である。

人間に於て頭だけで胴体手足なしには何事をも爲し得ず、胴体手足は頭から離れては何事をも爲し得ざると同じく、資本家は従業員なしには事業の經營を爲し得ず、従業員は資本家事業主から離れては何事をも爲し得ない。事業の經營から云へば、資本家事業主と従業員との間には其の重要さに於て輕重は無い。而して其の事業の發展が國家に貢獻する限り國家から見れば何れも尊き資本家であり従業員である。本来資本家事業主と従業員との間には上に述べた如き相互依存の密接な關係があるのであつて、資本家事業主の利益と従業員の利益とは決して相反するものではない。然るに過去に於ては資本家事業主と従業員とは其の利益相反するものとして對立し階級闘争と稱して活潑に抗争したのである。

然らば何が故にかゝる誤つた思想がはびこつたか、それは個人主義、思想自由主義、思想の罪であり物資主義思想の弊害である。

吾々人間一人々々には偉大なる使命を帯びて居ることが分る。吾々の使命は其の職場を通じ各自の職業を忠實に行ふこと以來に何物もない。社會は之に依り發展し國家は之に依つてのみ繁榮し人間一人々々は残らず國家社會より見て各々重要な使命を負つた重要な存在なることが認められる。人間の人格價値は個人自由主義に依つて十分認められるが如くにして決して然に非ず。個人自由主義に於ては自分が自分一人の人格價値を認めるに過ぎず、自分に利益のある限りは他人の人格を認めるが自分に不利なる場合は最早他人の人格價値を認め得ない。之は個人自由主義の當然の結論である。個人的人格價値は以上述べ來つた新なる思想に於て始めて認められるのである。人間は各々社會に對し義務を果すべき使命を有するが故に尊し。

其の果すべき職務は人各々に依り差異ありと雖も國家社會より見るならば其の重要性に於ては些の差異もない。

鑛山と云ふ一つの有機体たる社會の頭の役を引き受けるべき事業家鑛業所長は然らば何を爲すべきであるか。人体に於て頭が其の全体を統轄するの役目を有すると同じく事業家又は鑛業所長は鑛山全体を統轄するの任務を擔ふものである。

其の統轄の第一は職員従業員をして其の職責を果し良いやうに種々の工夫を爲すことである。働き良いようにする爲には賃金、就業時間、福利厚生施設、雇傭條件、保安、衛生萬般の事項に就き考慮と研究とを怠つてはならぬ。

兎もすれば福利施設の如きは恩惠なるが如く考へ甚だしきに至つては賃金さへ拂へば何時間働かさうと勝手だと云ふような事を考へる會社重役もあるようであるが、其の思慮の卑しく淺薄なる事洵に驚嘆に値する。彼等の下に働く従業員は彼等の従業員であると同時に其の事業場を通じて國家に貢献するの重要な使命を帯びた國家の構成部分である。

稍もすれば資本家根性横溢せる人種の中には彼等の今日あるに就て如何ばかり大なる國家の援助と思想とを蒙り來つたかを忘れ果て、事業の經營が國家の發展と利益の爲に行はれると云ふことを如何にも奇異なることの如く考へる者がある。かゝる手合は已あるを知つて他人あるを知らぬ淺道義漢でありかゝる手合程社會の秩序を害する者は無いのである。

今之を凡ての者は反省し直さねばならぬ。事業の經營を爲す者は自己の下に働く従業員が陛下の赤子なる事を思ふべきである。事業を通じて國家に貢献せんが爲に一時陛下の赤子を御預りして居ると云ふ事を再認識すべきである。又従業員は其の日其の日の勞働が決して自己一人の生活の爲に行はれるのではなく其の仕事を通過して國家に盡すものたる事を深く考へ直さねばならぬ。人各々がかく反省する爲事業經營者は如何にしたならば従業員が仕事を樂に能率長く行ふ事か出來るかを研究する義務があるのであり、従業員は自己の仕事が國家に取つて如何に大切なものか又如何にしたならば忠實に仕事を爲し得るかを靜かな氣持で考へべきである。其處で事業家側に於て種々の研究を爲すに當つては先づ従業員の聲を聞く必要があるのである。従業員の聲を聞かぬ高壓的なやり方は結局鑛山全体の平和を保つ所以ではない。それは従業員を一個の道具と見一個の機械と考へた從來の資本家的考へ方と少しの違ひもない。鑛山が有機体としての社會なること即ち鑛山一家の實を擧げる爲には従業員の利益は即ち鑛山全体の利益であり鑛山全体の利益は直に従業員の利益であること云ふ事を忘れてはならぬ。と同様に鑛山が事業として發展する事はそれが取りも直さず國家の利益であるが故に國家は鑛山事業の發展を妨害する事は絶体に有り得ないのである。

かく個人の利益と、鑛山の利益と、國家の利益とは完全に一致するのであるが故に、鑛山經營者が従業員の聲を聞く事は個人の利益なると同時に鑛山の利益であり、國家の利益である。

個人自由主義に於ては常に個人の利益と自由とが第一義的なものであり、個人の利益と云ふものが何よりも先に考へられる結果全体の秩序と平和とは第一義的な意義を有しない。個人が絶對にして他の拘束を受けず獨立自由なるものである以上社會國家と云ふ全体の利益と個人の利益とは必ずしも一致しないものである。従つて個人自由主義に於ては社會の改造、國家の革新と云ふ事は理論上當然に主張し得るものではない。

反之個人は有機体たる國家社會の構成部分にして、それ自体獨立なるものに非ずと爲す思想に於ては社會の利益と個人

の利益とは一致するが故に、個人の利益を計るとは同時に全体の利益を計るとであり、全体の利益を促進することは同時に其の構成部分たる個人の利益を促進する所以なるが故に、此の思想に於ては常に改革的な態度が採られる。而して其の改革、革新に當つては構成部分たる個人は當然其の意見を發表し得るのであり、それに依つて始めて全体の進歩があり、全体の秩序平和が保たれるのである。

従來の個人自由主義思想に捕はれて居る頭では従業員が鑛山経営上の諸事項に就て意見を述べると云ふことは誠に奇妙なことやうに考へるであらうが、上來述べて來つた思想に依ればそれが少しも不思議なことでもなく寧ろ斯くあるべきことなのである。勿論今直に之が實行出來るとは云へない。それが十分に行はれ得る迄には従業員は勿論職員幹部の頭を作り變へねばならぬ。

従業員の聲を聞く事を以て従業員に對する恩恵なりと云ふが如き考へを以て臨んだならば恐らく失敗するであらう。従業員を教育し従業員に責任を感じしめるよう指導せねばならぬ。従業員は其の聲を聞いて貰へる事に依り眞に其の使命の重大なるを自覺するのである。従業員よりは如何なる事を聞くべきかと云ふに之は何々と限定するは困難である。鑛山經營に關する万般の事項に亘り其の聲を聞くべきである。又經營者は従業員に其の方針を十分徹底させる必要がある。かくして十分なる意見の疎通を計るべきである。此の意思疎通機關は鑛業報國會の懇談會である。其外に於ては遠慮のない話し合ひを爲すべきである。

經營者側が従業員の人格を十分に尊重し、其の社會的任務國家的使命を果し良いように努力することが目下の所の先決問題である。従業員を機械より人間へと引上げること、之が鑛業報國會運動の任務である。その外の種々の問題は之に依つて自ら解決せられるであらう。茲に於て勞務管理と云ふことが極めて重要性を有して來る。それは勞務管理が従業員の教育の任務を有するからである。

筑豊炭田の熱量と灰分關係 (五)

互助會分析所主任 町田 隆 介

第五編 洗炭機の變遷と現況

本編輯者は洗炭機とその處理方法を述べる前に洗炭機と全く別な發達經過せる分離法を論述せんとす、次に羅列せる分離法中或る物は今日尙用ひられてゐる物もあり或る物は全く捨てられたるものあり。

- ① 桶式洗炭機
- ② 空氣選別機
- ③ 遠心分離機
- ④ 比重液を用ふる選別法
- ⑤ 石炭とスライムとの形の差違を利用する選別機然るに試前項逐々解説を試みんとす。
- ⑥ 桶式洗炭機

第一室Bにて手によりて石炭と水と攪き混ぜ重き「スレ」は第一室Bにて沈下せしめ、輕き部分は「スレ」室に溢流し、三號炭と輕き殘滓とを沈下せしむ、良炭は最後の室Dに集められ微粉炭は洗炭用水と共に溢流して母なる溝に入る。Bは時々沈降物を排除し夫れが80%の良炭を含む時は再洗す、桶式の特徴は多量の水を要する事に於て水の量は素炭の三倍を要す、而して之れのみにては純なる殘滓を求め難き此の不利を忍んで、今尙使用されつゝある事由は單に簡單輕便なる点、機械裝置少なくて動く部分なき等の点に由る。

此の機械が考案されてより、十年目頃に此の装置に改良を加へた所謂ベル種式洗炭機が考案された此の装置は特に前記の操作のもとに石炭篩下粉のみを洗炭する目的にて、英國に以前使用されたものなり其の後、オーストラリア種式洗炭機が1894年に連續作用の爲め考案された、第三圖に示す如く此の式は鋼鐵製の二十米位の桶にて約15の傾斜あり。渦巻ポンプBにより桶に水を供給す此の水量は異なる辨にて調整し若干の過剰水はポンプの給水槽に戻さる石炭は給炭口Dより供す、水流は洗炭が脱水網Eを越して流る間に殘滓は桶底に沈下する様に調整さる殘滓は「エンドレス」送炭機にて排除す、傾斜の度合、送炭機の速度は殘滓の量及原料の大きさにより異なる水は網を通りて給水槽に戻る。

此の装置は種式を機械的に處理連續操業し能率の向上せる装置にして近代種式洗炭機にして現今此の式を數個連續的に列べて一時間百噸處理するものも建設せらるゝに至れり、而して此の能力のものを對して所要動力は馬力に過ぎず、水の使用量は原炭一噸に對し、一噸を要し此の水

は澄清後再使用す、其の成績の一例として參考に供せん。

洗炭能力 25%以下の粉炭 10~15%
原炭成分 25%
洗炭成分 4.2%
殘滓成分 68.75%

其の他近來「レオ」式種式洗炭機もあるも略す、要するに種式洗炭機は二つの缺點ある即ち(一)は良炭を得る爲め多大の石炭と殘滓として切り出す事、但し之れは殘炭を再洗する事に依り多少除かるけれど作業の簡易化を破る。(二)分離さるべき物質の上を流れる水の影響は微妙に水速の少じの變化及び炭質の差異は洗炭結果に直に關係し均一なる結果を得る事は困難なり但し前記「レオ」式の出現により略缺點を解決せられたり。

(三) 空氣選別機——空氣を以て石炭と悪石と分離する装置にして、空氣は種々の大きさの粒子の混合せるものを正確に分離するに敏感に過負、相異なる粒子の絶対重量は空氣流中の分離に著しく影響あるものなれば餘り精密なら

ぬ分離にも可成細く篩別するを要す、其の上に空氣分別に要求する條件は絶対に乾燥してゐる事也、されば本邦炭の如く産出せるまゝの石炭に水分多きものは之により操作する事は不便なり、H. G. H. シュミット氏は氣流に依り石炭亦是は礫石を分離する巧妙なる装置を考案せり。

此の装置は氣流を連續的に使用せしず間歇的にせり。最近此の装置を種々改變の結果篩に掛けし粉炭の選別石炭中の塵芥等排除の用途に残れり。

然して空氣選別による結果は決して成功的と云ひ難く殊に寒國に於ける石炭の精選は水洗による時冬期非常に困難を伴ふ事ある事は勿論の事なれば種々なる装置に依る空氣選別機的能力不成功に拘らず之の改善に邁進しつゝある理なり。

翻つて此の装置に、(A) 固定式にて氣流を用ふるものと、(B) 振動式にて氣流を用ふるものとあり。

(三) 遠心分離法——1893~1896年頃石炭と硬と分離する方法として遠心力を利用する者が擧げたるも、此の原理石炭粒の各部分の比重に相對的遠心力によりて輕き比重

の石炭は遠心力大なる爲機の外周に飛び比重大なる炭は機底に殘滓として殘留する装置なるも石炭の回轉に對する抵抗大なるに至ればスリッパして能率の低下さす、斯る複雑なる機構にて處理さるる割りに能率的に非らざるか、近時遠心分離法を用ふるものなり、單に石炭の脱水法にのみ僅かに利用されつゝあり。

次に水力區分機と遠心機とを結合せしものが、ロビンソン洗炭機なり此の、機械は1896年以來英國に廣く行なはれたるものなり。

我國に於ても大正の末期迄に數箇所にて使用されしが今日に残るもの少なし、装置概述は略するも同機は能力一時間原炭30トンなり、平均の水の所要量は一トンに對して三五〇ポンド全能率は95%、建設費安き事、作業費廉なる事地積を要せず、篩別せずして相當の効果を得られる事等の特徴あるも不利の点としては能低き事、能力少なき事用水量多く粉炭の損失避け難き事等あり。

(四) 比重液を用ふる方法——ベラーD氏は洗炭の初期に塩化カルシウム(CaCl₂)の溶液にて比重一・四な

るを以て洗炭の純度を試験せり、亦「*Wash*」に「*Wash*」
 ツマミ氏は比重液を以て營利的に選炭する事を考案せり
 彼は塩化鐵、塩化バリウム、塩化カリウムの液を用ひ
 てなせり、亦ユンダリンガト氏は塩化ナトリウム（食塩）
 の溶液を使用して同一目的に供したり、之等の方法は原則
 としては頗る簡單にして篩別を要せず機械的装置も不要な
 り、只淨きたる石炭を揃ひとり洗みたる部を螺旋送炭機に
 て排出するを要す。

此の方法は操作を二段にして三種、製品を得る事となる
 即ち第一段にて甚だ重き比重のものを以て沈下物を去り、
 第二段に稍輕き液を以て良炭と中間物とを選別し得る理な
 り。此の方法は理論的には可なるも實際上多大の不便困難
 あり、第一に餘りに敏感度大なる事を爲めに石炭の比重
 變化に應じて適宜の處置を速急に取り得ざる事、例へば良
 炭の比重は炭質により比重一・四五以下のものを洗炭中回
 收するとしても灰分は廣き範圍に異なる結果を示す。

即ち同じ嘉穂（二瀬地方）の石炭に例をとつて見ると同
 一條件のもとに於て比重一・四五以下を取りてその灰分を

試験して見るに、或るものは 92% 、或るものは 98% 、或
 るものは 99% と云ふ異なる灰分結果を示せり。

第三に比重液の濃度を變へざる限り常に同一の性質のも
 ののみしか處理出來ず、其の上用液は常に同一比重に保た
 ざる可らざるは實際上困難の事なり、又洗炭せるものよ
 り比重液を洗ひ落す爲に清水に洗ふ必要あり、之等の爲め
 洗炭費が高くつくから經濟的に採算がとれない事となる。

以上の缺點のため此の方法は試験室の淨洗試験に利用さ
 れる以外に實用化するに至らざりしが、近年行なはれつゝ
 あると聞く然し本邦炭にては收支相償はざらんと思考す。

(五) 石炭とスレートとの形の差異を利用する方法

石炭と盤土とを其の形の差異により選別する考案は前者
 は立方體に割れ後者は平板割れをなす幾多の實例に依る觀
 測に基く、而して此の觀測は一般的に通用せず分離すべき
 不純物は必ずしも盤土に限らず、黄鐵礦、ボリンコールの如
 き不純物は平板割れをなさず大塊に割れる事あり、又或る
 場合には石炭が平板割れをなす、従つて粒の形に依る分離は
 凡ての場合に共通して用ひられるに非ず、只石炭と盤土の

形が差違一定にして、明なる如き坑所に於ける便法たるの
 み、此の方法は米國の無煙炭地方にては利用多く、機械的
 盤土摘出機を使用しつゝある由、けれども物質の形態によ
 る分離法は有望事にして決して排斥すべき事にあらず、但
 し損失を防ぐ上から使用の制限のある事は勿論なり、石炭

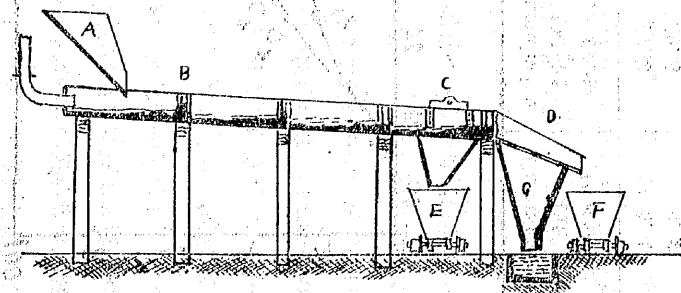
と「スレート」の形の差違による選別は上記の如くなるも
 或種の場合には有効に或種の場合には有効ならざるも、現今此
 の方法は洗炭の豫備作業として利用されつゝあり、その他
 選炭機の種別を摘記すると、斜流を使用する場合トラーフ
 式、エリオット式、ブラツクケット式。上向水流を使用す
 る場合ロビンソン式、グラバース式等、上下に動揺する水流
 を使用する場合（ピストンジツカー式）、コービー式、バ
 ーム式、ルーリング式、ハームボルト式等あり。

現今廣く採用操作されつゝあるものに付き概述せん。
 現今ジツカー式とバーム式が盛に採用使用されつゝある
 が、又一部に於ては前述の如き空選別機、重液洗炭機等
 を研究實用化さんと邁進しつゝあり、亦空選別機の如き
 石炭の水分含有程度に依つて不可能なるも、重液洗炭法の

如き選別に最も理想的なるも經濟的難關を新らしき水洗機
 の研究等日進月歩の近代科用の總力は早晩かゝる不可能事
 に可能性ある成功をもたらす事あらん。

では現代水選界に盛に
 使用されつゝあるバーム
 式水洗機に付き概述せん

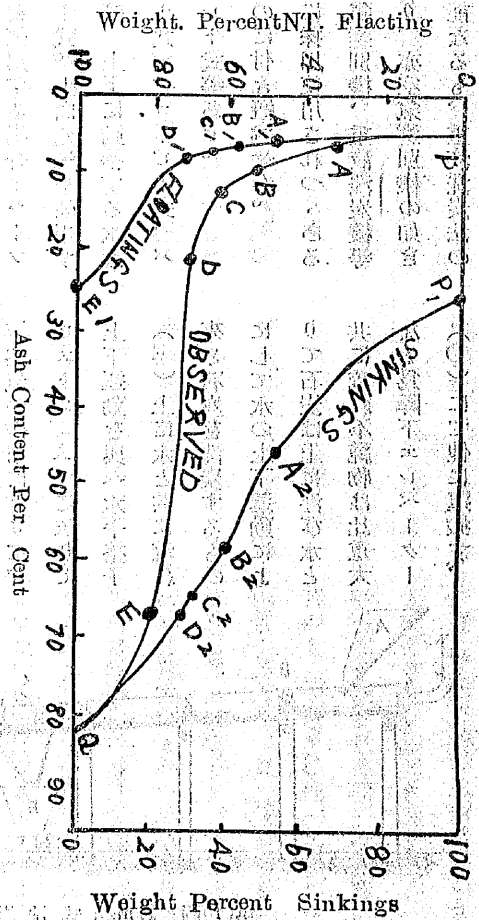
第三圖に示す如く洗炭
 装置に入り來る水流に壓
 搾空氣の作用によりて、
 ピストン（A）に依りて
 上下運動を與へ水平格子
 （E）上に水と共に流れ
 來る石炭を洗炭するもの
 にして水の上下運動によ
 りて石炭は上に浮び水と
 共に流れ不純物は比重大
 なる爲降下エレベーター
 （O）にて他に運搬す、



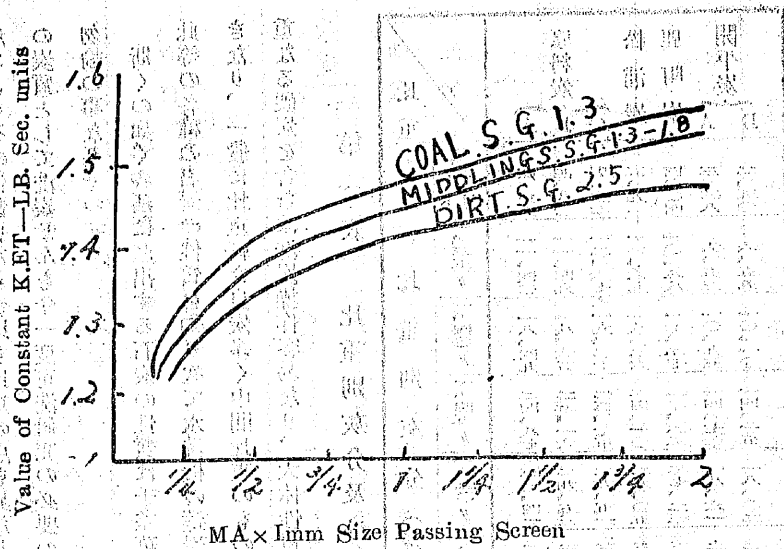
第(1)圖 Trough 式洗炭機

水と共に流れ来る石炭は金網上で水を切り貯炭場に運搬する本式は 40mm. 以下の石炭は種類せずして洗炭する事が出来る。
 洗炭率も良好なり本編輯者は此の項に於て再び洗炭の原理を想しつゝ、構成物質の沈下速度と形態の大きさ落下速度と灰分率の關係等を敷衍せんとす。

次圖並に表は石炭並硬炭の比重別の沈下速度との關係と沈下速度に關する形態大きさの分類別とそれに對する速度の關係、抽象的な比重別の歩留とその灰分との關係等の圖なり。



S. G.	Weight PerCent	Ash PerCent	Cumulative Weight PerCent	Cumulative Ash PerCent
< 1.35	47.3	5.4	47.3	5.4
1.35 to 1.40	12.5	9.3	59.8	6.2
1.40 to 1.50	5.4	13.9	65.2	6.9
1.50 to 1.60	2.7	21.8	67.9	7.4
> 1.60	32.1	69.3	100.0	27.3
Total	100.0	27.3	—	—



Dia of screen Mm	Coal S. G. 1.3 Kc.	Middlings S. G. 1.3-1.9 Km.	Dirt S. G. 1.9 Ka.
0 — 2 1/2	2.32	2.32	2.26
2 1/2 — 4	2.89	2.39	2.27
4 — 6	2.44	2.44	2.33
6 — 8	2.63	2.60	2.50
8 — 10	2.68	2.64	2.56
10 — 20	2.84	2.77	2.73
20 — 30	2.91	2.91	2.83
30 — 50	3.04	2.95	2.88

次に次表に於て筑豊炭田の A, B, C の異なる石炭につき研究されたる表なるも却説水洗機の選炭は一つに石炭の性質によるべく其の性質を知る爲めには可洗性即ち篩別と浮沈試験にて、其の洗炭目標を立つべき等の事柄を附加しつゝ、表の解説を試みんとす、即ち前記 A, B, C は表に記載しある如く第一表に於て各比重別に於て灰分は接近するも、第二表に見る如く重量率は甚だしき差異あり、従つて第一表累積灰分に示す如く平均灰分を異にす、又第三表に示す如く粒度に差異あり、斯くの如く筑豊炭田の石炭を比較するも相當の差異あり、即ち同じ系統の石炭たるも次表に示す分析表にて明な

り、即ち例を開平炭に取つて見たるも即ち同一系統の炭種たるもその性質異なり、即ち比重の点も異なり同一系統の炭質として洗炭せんも今一度可洗研究の必要のある事は勿論の事なり。

斯くの如く各所に産出する石炭の性質は千差萬別なり。此等の各種の石炭の性質を知り次て水洗機の選炭を計るべきなり、一般に比重軽き良炭多く中間比重のもの少なく比重なる硬炭を含むは洗炭操作容易なり、大体性質異なる炭

第一表 比重別灰分及び累積灰分

原料炭	比重		比重別灰分 (%)		累積灰分 (%)	
	A	B	以下	以上	以下	以上
開平炭	B	二、五〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
	A	三、三六	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
鹿町炭	B	四、〇四	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
	A	四、〇四	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
松浦炭	B	五、九二	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
	A	五、九二	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
原料炭	B	四、八〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
	A	四、八〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇

質の洗炭は困難にして大体均一なる灰分を得る事難事なり故に水洗機は石炭の品質に依り設計するべきで單洗炭面積の比にて能力を決定する事は不可能なり、同一の洗炭機を使用しても各々石炭の品質研究知悉すれば手腕ある洗炭係員は空氣壓力、水量調節金綱の大きさ、傾斜の變更等により優秀な成績を擧げ得る例なしとせず、此の結果よりみるも各位の水洗機の設計は各位礦の同一炭種を處理する場合それに適應にして設計するべきなり。

第二表 重量及び歩留累積

原料炭	比重		重量 (%)		歩留累積 (%)	
	A	B	以下	以上	以下	以上
開平炭	B	三、八四	三、八四	三、八四	三、八四	三、八四
	A	一、五、六	三、八四	三、八四	三、八四	三、八四
鹿町炭	B	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
	A	一、五、六	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
松浦炭	B	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇
	A	一、五、六	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇
原料炭	B	四、〇五	四、〇五	四、〇五	四、〇五	四、〇五
	A	一、五、六	四、〇五	四、〇五	四、〇五	四、〇五

第三表

原料炭	縮目		縮目	
	A	B	A	B
開平炭	A	八、三三	二、五〇	二、五〇
	B	一、四〇〇	二、五〇	二、五〇
松浦炭	A	三、三六	二、五〇	二、五〇
	B	六、七六	二、五〇	二、五〇

第四表 開平炭二種分析比較

種目	工業分析 (%)				元素分析 (%)					
	揮發分	固定炭素	灰分	發熱量 (カロリー)	炭素	水素	酸素	窒素	硫黄	灰分
開平炭 (イ)	三、四	四、五	三〇、七	六、五三	六、六	四、四〇	六、七	一、二	〇、八	一九、九
同純炭 (計算)	三、三	六、六	—	—	六、三	五、五〇	八、四七	一、〇	一、〇	—
開平炭 (ロ)	三、九	五、七	二六、五	六、九	七、〇	四、四三	六、三	一、三	一、三	一六、〇
同純炭 (計算)	三、八	六、〇	—	—	六、四	五、二七	七、四〇	一、六	一、五	—

水洗炭事業の發展につれて水洗後の石炭を如何にして脱
水するかは重大な事なり、此の成功、不成功とによりて右
左するものにして昔は洗炭機の溢流する處に網を置きでな
せり後洗炭機の能力増大するにつれ洗炭機流口丈の脱水網
にては不十分なるに至り、脱水昇降機、ドレーニングパン
下現れたり、而し之等を以てするも尚不十分にして日に月
に改良型又新しき考案現はるゝに至れり、されども網を用
ふる脱水法の原則は同一にして石炭粒の大きさに依り目の細
かき網を脱水用に使用す、最初は簡單なる固定網を用ひた

りしが後に廻轉篩或は振動篩を用ふるに至れり、又特種
場合には熱氣を用ふる式も近年使用するに至れり。

粉炭の脱水——粉炭の脱水或は乾燥は非常に困難なる
問題にて濕氣ある粉炭は甚だ密着し煖炭爐用にも汽籠用
も水分過多なり、亦冬期凍結する不便も考へらるる粉炭の乾
燥は永年の懸案にて今尙問題として残さる此のために近年
は8時以下を篩別し篩下は素炭のまま洗炭に加ふる方法も
廣く行はる、斯くすれば速かに平均の水分を低下する事と
はなれども此の方法が採らるるためには洗炭の灰分及硫黄

分が之れが爲めに増加せざるを要件とす、けれども我國の
如き坑内水の多き場合微粉炭を豫め篩分する事困難にて斯
る事は豫期し難し又「〇」目節以下粉炭は本邦の場合品質一
般に悪しく若し粉炭を其のまま加ふる時は洗炭の灰、硫黄
を増加し賣買の規格を破る恐あり、昔は洗粉脱水は沈澱池
に集め一様になりし時スコップにて掬ひ出せり、水は微粉
炭に伴ひて大部分溢流す此の脱水方法は不經濟にて勞銀の
高き事に加へ多大の時間を要す、洗炭工場能力大なるに
つれ粉炭の凡てを斯く處理する事困難にして、一層能き方
法を案出する必要に迫らる。遠心丹は他の各種の工業にて
脱水のために利用さるゝ、故に之を洗炭の場合に應用せん
と企圖せる案が出現せり、即ちハンレッツ氏の遠心動（離心
動）乾燥機之れなり。

洗炭用水の清澄化——洗炭工場に於ける洗炭水の清澄
化と微粉炭回収とは二つの目的を共有するものにして、一
つは即ち流失すべき微粉炭の利用、他は反覆使用する爲め
用水を清澄ならしむる事なり、洗炭の反覆使用水は清澄し
て循環使用に耐へる様にせざるべからず、然らざれば新鮮

なる水の使用量莫大となり、洗炭費高む事なる、水洗する
以上洗炭、殘滓及び蒸餾、漏洩のために用水の若干が失は
るゝ事は逸れざる處なり、用水の清澄法は全く原炭の性質
によるものにて原炭が破碎し易く且つ多量の耐火粘土を
含むものは碎け易からぬ耐火粘土分は乏しきものより容積大
なる充分注意して設計せる清澄装置を要す。

現今コロイド性を利用したる藥品装置を以て急速に微粉
炭の沈澱せしむる装置が案出され、業者の利便大にして且
つ川の清澄化、川の沿岸の明朗化に資する所大なると思考
す、詳述は後項に詳述せんとす。

尙参考上古式を概述せん——此の式は廣大なる地積
と二つの池を要す、即第一沈澱池に満たされたる洗炭排水
は第二沈澱池に流入し第一沈澱池より沈降炭を取り出す様
にせり。

今日炭坑各位の充分微粉炭回収装置の延いては洗炭排水
の清澄化されつゝあるは國家の爲度費すべき所なるも、尙
石炭洗滌法の急速なる進歩發達しつゝある経路につれ微粉
炭の損失も亦尙考慮を要する点多しと思考す。

勿論微粉炭の損失と之れを充分に回収する事の困難な事と作業費多き事とは微粉炭回収を甚しく遅延せしめたる原因たらん、今や塊炭の洗滌は行きつまるる点迄で進歩せるに拘らず微粉炭回収法は尙多大の進歩の餘地を有す各位の御研究の切ならんとす、抑々昔粉炭と微粉炭との間に厳格なる差別なかりしも各位は貯水槽より溢流する水に伴はる、如き物質を微粉と呼稱せしも大体、目節を通るものならん、粉炭と微粉とは洗炭機を出た後に分離して存在せず而して粉炭の脱水と微粉の回収とは又同一沈澱池内にて行れいたり、此の分類は後に水流中は懸浮する粉炭は洗炭機にて洗炭出来ざるが $\frac{1}{2}$ 時の大さは充分成功的に處理可能なり、此の事實より汚れたる微粉含有の水は流水速度の加減により溢流せしめ粉炭より別にし清澄する法も清澄から見て可能ならん。

即ち微粉の中には不純物の最も細かき顯微鏡的の粒子を含む、此等は多く粘土質にして水中に懸浮すけれども石炭は概して粉炭でも著しく角張りたる形をなし水中に永く止まらず、此の考えが微粉の處理は即ち粘土の除去にある事

(ハ) 洗炭の歩留り即ち一定原料よりの得量増加

(ニ) 装置の破損及摩滅少なし。

各位の炭層條件恵たらんも尙坑勤務者の總親和總努力による善意の作業による良炭搬送の道德的奉仕の切なるものあらん、試みに悪石採掘を避けるの事由を羅列してみん。

① 層の良炭の部のみ採り扶雜物多き處は天井又は底に残す。

② 必要なる所は木材止めをなし天井又は床より盤床岩の混入を防ぐ。

③ 採掘跡の廢物の掃除に注意す、此等の事により幾分不純分混入を防ぐ事は勿論なるも困難事ならんと思考す。

即ち盤岩を石炭に混入する事は時にとりて坑夫に有利にして採掘量に對する勞銀なる時等その賃金も嵩む理ならんも勿論各位その對策あらんも即ち正しき割引法を採用せる坑もあらん。即ちそれにして復雜にしてその良炭を積むにしてもその程度は坑所より切羽により異なる、或る坑は割引表を作り、亦賞與物等の制度を設け極力悪石積出防止せる現況ならんも假定的數字によりてその無駄の排除の肝要

等附記す、微粉炭中粒度粗なるは灰分少く粒度細きは灰分多からんも粒度粗なるもの處理する効果は粒度細なるものよりその効果は良ならんも悪効果なる粒度粗なるものを補んが爲に浮澱洗炭法がある、此の法によれば③以下の凡ての微粉を處理し得るものにして方式は種あれども據る處は次の如くにして一般の水洗理論と余り異なる。

(イ) 處理微粉は充分なる水(4—5倍重量)と混じ均一なる液状となす。

(ロ) 此の液に少許の油を加へ攪拌して小さな泡を立たしむ、之れを助成する目的にて空氣を誘導す、泡は石炭粒を表面に附着して上層に浮び上り粘土質は泡に附着せずして降下す、即ち浮澱洗炭機の基く處は泡が石炭質に親和が強く粘土質に之れなき点の理論に立てるものなり。

礦所にての石炭處理——坑内の條件をよくし良炭のみを採掘し得れば坑外の操作は甚だ經濟的となり、捲揚にも不用の操作少なく即ち坑内條件よき場合は洗炭工場の利益として次の事を想起し得。

(イ) 不純物粉ければ各部の能力を増加す。

なる事の駄辨を記述せんとなす。

即ち一日二千噸の石炭を出す礦所に於て、トロ一台五百噸に付き二十五噸即ち $\frac{5}{100}$ の盤岩混入の限度なりし處、假りに $\frac{1}{10}$ 過昇せりとせば之れが爲めに過剩捲揚百噸(日當り)を増す事となる。

洗炭工場に對する此の影響は下の假定により明なり——
(A) 一日二千噸を處理する洗炭工場とし $\frac{5}{100}$ の盤岩混入を見越し $\frac{2,000 \times 95}{100} = 1,900$ 噸の洗炭を得(論述を簡單にする爲め二號炭なしと假定す)

盤岩混入を $\frac{10}{100}$ とせば $\frac{2,000 \times 90}{100} = 1,800$ 噸にして盤岩混入を $\frac{5}{100}$ を $\frac{10}{100}$ に増せば反比例的に商品の出來高は日百噸減す。

(B) 洗炭工場にて日に洗炭千八百噸を作る爲に混入盤岩の多寡により處理量を増加す $\frac{1,800 \times 5}{100} = 90$ 噸 $\frac{10\%}{100} = \frac{1,800 \times 10}{100} = 180$ 噸 依て混入許容量を $\frac{5}{100}$ 増す爲めに受入の増加は九十噸となり、洗炭工場が一時間百噸を洗ひ得る能力とせば $\frac{60 \times 90}{100} = 54$ 噸 即ち作業時間は五十四分増す事となる。

前記の假設例に依つて(A)の場合には礦業所の直接收入金損失となり(B)の場合は作用費を増加せしめ洗炭能力低下となり増産の線に沿へない事となる礦業者各位の損失となり、延いては産業界に影響あらんと愚考す。

其の他手選帶を通過せる石炭の手選法やその装置なき所は數個のトロを任意とり手選検査や切羽を掃除する時の特別の留意や、他に種々あらんも淺學なる編者は之の程度に留め次の項を列記しその羅列編輯文の缺を補んとす。

即ちそれは丈夫なる貯炭槽を設くるを便利とす、その事由次の如し。

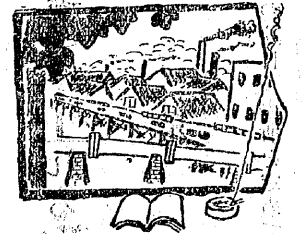
- (一) 揚炭装置に故障起るゝも或る一定時間洗炭の商品化の休止せざる事なり繼續可能ならん。
- (二) 篩別装置の故障にも同様。
- (三) 洗炭機に故障ある場合と雖も炭槽が一樣になる迄で篩別装置を活動し得、貯槽なき場合は篩別装置を休止し得。

種型ベルトコンベヤの能力 (石炭1立方米300kgトス)

ベルト巾 (耗)	速度毎分71(米) 處理石炭ノ最大ノ大キサ (耗)	能 力 一時間廻數	速度毎分142(米) 處理石炭最大ノ大キサ (耗)	能 力 一時間廻數	速度毎分183(米) 處理石炭ノ最大ノ大キサ (耗)	能 力 一時間廻數
305	50	6	13	16	6	22
405	75	16	25	34	19	50
457	100	20	38	45	25	70
508	125	30	50	60	25	100
610	150	50	75	100	25	190
762	178	100	100	200	50	360
915	280	180	150	340	50	600

- 止し従つて之れに關連する捲揚装置及び全炭坑の作業を休止せざる可ならざるに至らん。
- (四) 炭坑よりの出炭は一日中規則正しく出るものに非らず、假りに朝は揚炭除々にして晝迄で漸次増加し之れより夕方に至るに従ひ又漸減す、然るに洗炭工場は作業は規則的なる事が最大要諦なり、貯槽の大きき適當なれば、揚炭の遅き間のためには前日よりの殘炭にて補ひ、洗炭處理量が揚炭に及ばぬ時は貯槽に蓄へ置く。
- (五) 規定時間内に洗炭機處理能力より以上の石炭を採掘し得る場合は特に大なる貯槽を以て晝間の出炭を貯へ洗炭作業時間を延長して之れを處理し盡すべく。
- (六) 坑所と洗炭工場との間隔が隔たるも機械的に搬送し毫も能力低下たらざる事次の表は参考に種型ベルトコンベヤ能力表の一端なり。

305	50	6	13	16	6	22
405	75	16	25	34	19	50
457	100	20	38	45	25	70
508	125	30	50	60	25	100
610	150	50	75	100	25	190
762	178	100	100	200	50	360
915	280	180	150	340	50	600



試掘出願から鑛業權(試掘權)の生れる迄の經過 (十)

星 惣 吉

競願の處理 (承前)

次に試掘出願地又は採掘出願地が重複し其の願書發送の日時同一なる場合の取扱に關しては前記鑛業法第三十三條第二項但書の規定に依り、鑛山監督局長に於て之を各出願人は其の通知書に積載の日附より六十日以内に協議を爲し協議成立の場合は甲乙何れの出願を先願と爲し處理するや關係出願人全員連署を以て届出づべきである、協議成立せざる場合又は前記六十日以内に何等の届出なきときは鑛業法施行細則第三十條の規定に依り鑛山監督局長に於て抽籤

の期日及場所を定めて之を各出願人に通知を爲し、抽籤の際立會ふことの機會を與へ若し抽籤當日出願人が正當の理由なく立會ざる時は局員二名以上を立會はしめ抽籤の順位並此の抽籤は一回限りとし、やり直し等を爲さざること

を告げ抽籤を施行し優先權者の定まりたるときは當該係員をして抽籤調書を作製せしめ當選者の出願より順次處理するものである。

に就いては前述の如く其の願書發送の日時の先なる者を優先權置と定め、若し願書發送の日時同一なるときは協議の上優先權者を届出でしめ協議調はざる

を文字の意義通りに解釋するものとせば同時に試掘と採掘の競願を爲すときは常に採掘出願人が優先權を有すと謂ふことになるにも然らず、此の規定は左様簡單に片付け得べき程容易なる問題ではない。

中何等の申出なきときは鑛山監督局長抽籤に依り優先權者を決定するものなる處試掘出願地と採掘出願地とが重複したる場合も原則として願書發送の日時の先なる者を優先權者とし、若し其の出願地が鑛業法第二十四條の規定「主務大臣に於て試掘出願地採掘に適するものと認めたるときは採掘の出願を命ずべし。前項の場合に於て命令書到達の日より六十日以内に採掘の出願を爲さざるときは試掘の出願は之を許可せず。前二項の規定は主務大臣に於て採掘出願地の試掘を要するものと認めたる場合に之を準用す」に抵触するものなるときは同條に依り轉願の手續きを爲さしむべきものなるも、其の試掘出願地と採掘出願地との願書發送同一なる場合の處理に關しては前記鑛業法第三十三條第四項に次の如き規定あり曰く「試掘出願地採掘出願地と重複する場合に於て願書發送の日時同一なるときは其の重複する部分に付ては採掘出願人は優先權を有す」此の規定

一般に法律の解釋に當り其の條文の通り判斷して可なるものとせば文學者又はお寺の坊さんは同時に法學博士の學位を獲取し得ん筈なるもそうは問屋で卸さぬ所に法律の難解なるものがあるのである。果して然らば前記同一場所と同時に試掘と採掘の出願があつたときどちらも優先出願と決定すべきであるかと謂ふに、此の問題は單に出願を形式的に見て云々すべきにあらざる事實問題に屬すべきものである。即ち其出願地が鑛物の存在其の他の事情より視て採掘に適するものと認むべきや將又仍試掘を要する地域と看るべきか、よつて優先權の歸屬する所を異にする問題なのである。

換言すれば其の出願地が採掘に適する場所である限り、採掘出願人に優先權を認め採掘の出願を許可し、試掘出願は採掘權設定の登録を俟つて採掘鑛區と重複する事由に依

が不許可處分に付し、又其の出願地が未だ充分探掘をせず
支那其の他の方法に據るも、礦物の存在及鑛床の現態等審査
からず仍試掘を要するものと認むる場合は試掘出願人の優
先權を認め試掘の出願を許可し、探掘出願は試掘權設定の
登録を俟つて、試掘鑛區と重複する事由に依り不許可すべ
きである。

尙本問題に同種礦物の競願たるは異種礦物の競願たるは
に依り優先權の歸屬を異にするにあらざるも、異種礦物の
場合は優先權を有する出願を許可したる後他の出願即ち非
優先權の出願に就き鑛業法第三十一條の規定を適用するは
勿論である。

同一場所と同時に同種礦物を目的とする試掘と探掘の競
願ありたるは實地調査等特別の調査を行はずして單に形
式上の調査(例へば其の出願地の鑛床説明が不充分であると
が又は前身鑛區時代に餘り探掘の届出がなかつたと云ふ事
由)のみにて優先權の歸屬を考査することの不充分なるこ
とは當然にして敢て異論をなすべきも前記假設掘を要する
場所に同時に試掘と探掘の出願があるときは、先づ其の探

日時の競願となることなきものとす。

故に本件の場合其の出願地が假設掘を要する場所なる
ときは探炭出願に對し試掘轉願の注意、又は命令前其の探
掘出願と同時に願書發送せられたる試掘出願を先づ處分し
該試掘願ひが鑛業權設定の場合は探掘出願は試掘鑛區と重
複する事由に依り不許可し、若し試掘出願が試掘權設定の
登録税未納其の他の事由に依り却下せられたるときは前記
探掘出願人に對し試掘轉願の注意又は命令を爲すべき筋合
にあらざるなり。

之に反し前記行政取扱例の如く轉願の注意又は命令を爲す
に於ては遡及効を力ぜざる無用の出願を爲さしむる生こと
になり出願人の迷惑一方ならざるのみならず、前記第三十
三條第四項及第三十四條第一項但書を曲解し、試掘出願人
と探掘出願人が競合したる場合、探掘出願人が試掘出願を
爲せば試掘出願人と對等の權利を與ふるものとせんか共同
鑛業權者等が試掘炭區滿期後の再掘の際に競願を爲すに當
り假設掘を要すること明かなる地區に對し徒らに探掘の出
願を爲し無用の手数を勞することあるを以て斯る行政取扱

掘出願人に對し試掘轉願方を注意し、其の出願を俟つて兩
者に對し協議又は抽籤に依り優先權者を決定せしむる行政
取扱例あるも、余は鑛業法第四十三條「試掘出願人同種の
礦物に付、更に探掘の出願を爲したる場合に於て出願地重
複するときは、其の重複する部分に付ては探掘の出願は試
掘權發送の日時に於て試掘の出願に代りたるものと看做
す。但し第三十三條第四項の場合は此の限りにあらず。

前項本文の規定は探掘出願人同種の礦物に付更に試掘の
出願を爲したる場合に之を准用す。

前二項の規定は第二十四條及第二十五條の場合に於ける
期限經過後の出願に之を適用せず、第一項但書の規定に徴
し此の取扱例には賛意を表すること能はざるものである何
となれば鑛業法第三十三條第四項の場合は前記第三十四條
第二項の印書を以て轉願を認めざることを規定し居るが故
に假設掘を要する場所に探掘出願を爲したるときは爾後自
發的たるは注意又は命令に依るを問はず、探掘出願と同時
に爲されたる試掘出願が現存する以上後に出願せられたる
試掘出願が探掘出願の日時に遡及することなきを以て同

ひは直に改むべきものと確信す。(未完)

石炭節約標語

大阪鐵道局發表

活かせ一塊興亞の資源	大阪	木村又次郎
惜しめ一塊興亞の資源	米子	大村 正夫
見て焚け火の色煙の色	福知山	天田信夫
拾へば寶が踏めば土	明石	岡本 金治
一塊も惜しむ心が國護る	米子	米原 速水
白い煙は興亞の烽火	吹田	福岡 信男
走れ無煙で國策線を	大阪	行實 重夫
節約は先づ一聲の氣笛から	大阪	本山 邦久

石炭増産對策要綱

物價委員會で決定

中央物價委員會は九日東京會館で第十回常任委員會および第三十二回總會を開催、石炭特別部會の答申せる石炭増産對策要綱を審議決定した。

石炭増産對策要綱

石炭の産業上ならびに、國防上における重要性にかんがみ、その供給確保については日滿支を通じ積極的に急速なる増産をはかると、もに現下の緊迫せる需要に應ずるため他の計畫産業に比し優先的にこれが増産計畫の完遂を期するやう萬全の處置を講ずる要あり。

一、総合的増産計畫の確立

(一) 日滿支を通じ平戰兩時における石炭需給の趨勢を勘考し新情勢に對應し総合的増産計畫を確立し石炭資源の積極的合理的開發を促進すること

(二) 右計畫の完遂をはかるため日滿支間の聯絡協調に關し機構の整備その他適當なる措置を講ずると、もに内地、外地間の一元的生産統制を行ふこと

二、炭鑛の合理的開發

(一) 能率低き炭鑛、規模過少の炭鑛の存在、鑛區形状の錯雜など石炭鑛業の實情にかんがみ必要なる事業の合同、鑛區の整理、設備の共同利用などこれが整理統合を行ふこと

(二) 石炭資源の積極的合理的開發をなすため必要なる場合においては新規企業の形態、規模のななどにつき適正なる規制をなし、または事業の着手義務を定むるなどの措置を講ずること

(三) 各炭鑛別の炭層狀況、埋藏量、炭質、鑛内狀況な

どを考慮し比較的増産容易なる炭鑛につき可能なる限りその増産をはかること

(四) 製鐵用粘結炭ガス發生爐用原料炭など特殊用途に必要な適正炭の増産をはかること

(五) 各炭鑛の出炭數量、鑛夫一人あたりの出炭量、石炭産當り資材などの所要量、生産費などを考慮し能率高き炭鑛に重點をおきその増産をはかること

(六) 各炭鑛別に炭質、數量などを纏め一定の責任出炭をなさしむること

三、資材の供給確保

(一) 石炭増産上必要なる最小限度の資材の供給は物資動員計畫その他においてこれを確保するやう特別の措置を講ずること

(二) 資材の配給にあつては能率高き炭鑛、増産上緊急を要する炭鑛に重點をおくこと

(三) 資材の配給にあたりては増産計畫に即應し各種資材間の調和ならびに資材の配給量と技術者、勞務者、電力などの供給量との均衡を保持するやうこれを調整する

こと

(四) 炭鑛用各種資材の配給統制機構の擴充強化ならびに整理統合を行ひ各種資材の供給確保と入手の簡易化とをはかること

(五) 努力節約のため必要なる資材の供給をとくに考慮すること

四、技術者及び勞務者の供給確保

(一) 石炭増産上必要なる最小限度の技術者および勞務者の供給は勞務動員計畫その他においてこれを確保するやう特別の措置を講ずること

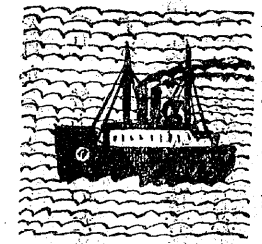
(二) 技術者および勞務者の供給にあたりては能率高き炭鑛、増産上緊急を要する炭鑛に重點をおくこと

(三) 職業紹介機關を整備擴充しその全機能を發揮せしむるとともに募集従事者の活用をはかること

(四) 炭鑛における勞務實情の周知をはかるとともに石炭増産の重要性を認識せしめ炭鑛勞務者應募の機運を醸成すること

五、能率の増進向上

- (一) 採炭能力、運炭能力、選炭能力などの調整に留意しその不均衡を是正し合理的能率化につとむること
 - (二) 機械設備などの整備拡充、採炭方法の改善合理化などにより増産をはかること
 - (三) 労務管理の改善合理化により努力能率の増進をはかること
 - (四) 労務者の移動防止上有効適切なる措置を講ずること
 - (五) 労務者に對し稼働の義務を課するなど稼働率の向上をはかるため必要なる措置を講ずること
 - (六) 現下の時局にかんがみ石炭の増産上適切なる如く労働法規の非常時的運用に遺憾なきを期するとともに必要なる應急的臨時的改正などを考慮すること
 - (七) 炭礦労務者に對し事變下における石炭礦業の重要性と時局認識を徹底せしめるため礦業報國運動の積極的普及をはかること
- 六、その他の増産対策
- (一) 「プール」平準價格制における買上げ炭價の決定に關しては積極的増産の促進に適合する如く十分考慮す



石炭船運賃

- (一) 石炭増産の施設上必要なる資金の調達については事情に應じ適當なる措置を講ずること
- (二) 石炭増産に必要なる専門的事項を調査審議するはめ委員會その他適當なる機關を設置すること
- (三) 石炭礦業の現狀にかんがみその積極的合理的開發促進をはかるため重要礦物増産法、國家總動員法など現行法規の運営に遺憾なきを期すると共にさらに必要なる事項については法令の整備擴充其他の措置を講ずること

一、汽船運賃

イ、遠洋

輸送能率を低下してゐる故、その改善こそ急務である。

最近の成約運賃は若松より

仕向地	今月中旬	前月中旬
京 濱	四、八〇	四、八〇
川 崎	五、五〇	五、五〇
伊勢灣	四、三〇	四、三〇
大阪川入	三、四〇	三、四〇
敦 賀	—	四、七〇
仁 川	五、八〇	五、五七、〇

(十月十三日迄の海運特報に據る)

二、帆船運賃

帝船運賃は九月十八日の物價停止令により値上不能となり前月通りである。冬期の荒天を控へ一航海日數の増加は必然的に運賃收入の減少となり、帆船運賃に關する即り冬期は一種の値下と見るべきである。業者は對策に腐心してゐる。

第二次大戰により暴騰を演じた遠洋運賃も獨逸の英佛に對する宣戰布告撤回要求により戰爭先行に對する氣迷から警戒的氣分を誘致し、總じて愚圖付状態を呈し部分的には反落してゐる。

然しながら如何に複雑怪奇なる歐州狀勢といへども戰爭はこのまゝ落着くとも考へられず、その本格化長期化は必至と見るは一般的の觀測であり、先高氣分は強い。いづれ新局面の展開と共に遠洋市況も第二段の飛躍期に入ると見られ、機會の到來を待ちて善處せんとする雲行である。

□、近海

近海市況は統制強化で無味乾燥であり標準率の勵行で運賃の變動なく、一部割高の航路も漸次に是正されるべく石炭、鐵石、原監等の重要物資の輸送に大量の船腹を消化してゐる。

ハ、石 炭

石炭の出廻りは相變らず旺盛で特に急を要する樺太炭の積取は順調に進捗してゐる。各港灣の荷役能力欠乏は

十月若松協定運賃表

福岡縣若松回漕商業組合

(單位一應に付)

仕向地	運賃	前年同期	仕向地	運賃	前年同期	
和歌山縣			鹿	忍	二、六、二、六	
由良	三、四、三、四	三、四、三、四	岡山川入	三、三、二、九	三、三、二、九	
大阪府			幸	西	二、九、二、九	二、九、二、九
樽井	四、〇、三、八	四、〇、三、八	彦	崎	三、六、三、〇	三、六、三、〇
佐野	四、〇、三、八	四、〇、三、八	玉	田	二、八、二、八	二、八、二、八
堺	三、四、三、六	三、四、三、六	田	ノ	二、八、二、八	二、八、二、八
兵庫縣			廣島縣			
尼ヶ崎	三、〇、三、五	三、〇、三、五	福	山	二、四、二、六	二、四、二、六
神戸	三、〇、三、五	三、〇、三、五	尾	ノ	二、六、二、六	二、六、二、六
明	三、二、三、二	三、二、三、二	三	原	二、五、二、五	二、五、二、五
二	三、二、三、二	三、二、三、二	阿	賀	二、五、二、五	二、五、二、五
高	三、二、三、二	三、二、三、二	廣	島	二、四、二、六	二、四、二、六
木	三、二、三、二	三、二、三、二	山	口	二、三、二、三	二、三、二、三
網	三、二、三、二	三、二、三、二	岩	國	二、三、二、三	二、三、二、三
相	三、二、三、二	三、二、三、二	三	田	二、三、二、三	二、三、二、三
岡山縣			德	島	二、三、二、三	二、三、二、三
片	二、八、二、八	二、八、二、八	德	島	二、三、二、三	二、三、二、三
上	二、八、二、八	二、八、二、八	撫	養	二、三、二、三	二、三、二、三
牛	二、八、二、八	二、八、二、八	香	川	二、三、二、三	二、三、二、三
窓	二、八、二、八	二、八、二、八	小	豆	二、三、二、三	二、三、二、三
			林	田	二、三、二、三	二、三、二、三
			坂	出	二、三、二、三	二、三、二、三
			高	松	二、三、二、三	二、三、二、三
			坂	出	二、三、二、三	二、三、二、三

丸 龜 二、五、二、六 多度津 二、七、二、五
 觀音寺 二、五、二、六

愛媛縣
 川ノ江 二、八、二、六 西 條 二、五、二、六
 新居濱 二、五、二、五 王 生 川 二、八、二、六
 今 治 二、五、二、五 菊 間 二、五、二、五
 堀 江 二、五、二、五 高 濱 二、五、二、五
 三津濱 二、三、二、三 長 濱 二、三、二、三
 宇和島 二、五、二、六 八幡濱 二、五、二、六

備考
 一、各地行共二五〇應以上ハ上記運賃ヨリ貳錢引キノ事

二、各地行陸下ガ瀬取ハ上記運賃ヨリ貳參錢引キノ事
 三、大阪行ニシテ荷揚ゲノ際節分ケスルモノトハ上記運賃ヨリ貳參錢増シノ事 (但シ錢以下四捨五入)



日産遠賀號獻納

—日産鐵業所の赤誠—

遠賀郡水巻村日産遠賀鐵業所では、陸進北九州の空を護る遠賀川河口の大飛行場建設を機会に社員及び従業員七千名が熱誠こめた献金によつて、響の軍用飛行機「日産遠賀號」を献納すべく目下實行方法その他具體的の計畫案が續つてゐる、獻納機數及び種類は現在の所確定に至つてゐないが、獻納基金の募集は大體において毎月一回、軍用機獻納努力日を制定してこの日の勞銀全額を基金に當てるもので、全従業員四日分の獻金で軍用機一臺が獻納出来ることになつてゐる。

石炭共販本筋へ

民間側も賛意を表明

政府は先に中央委員會の答申に本づき石炭配給機構の一元化を決定したが、さらに四日全國石炭業者代表を首相官邸に招致し官民合同協議會を開會、伍堂商相より政府の石炭對策に關する根本方針を述べた後、

石炭統制は

生産第一主義

項目を 互助會より要望

全國石炭販賣會社設立に對し石炭礦業互助會では先般來武内專務が數回に亘り上京し當局と折衝を重ねてゐるが同會の主張するところは甚大なる需要を充足するには生産主義を第一要件とし生産は價格配給に優先することを強調、生産上の運用として立案中の當局に對し左記三項を進言要望してゐるが共販機構確立に大なる示唆を與へるものとして注目されてゐる。

- 一、手販賣會社は左の生産上の主要事項を圓滑に運用すること
- A、金融の圓滑なる運用を圖ること
- B、勞働力の充足を實現すること
- C、資財配給の圓滑を圖ること

D、増出炭獎勵方法を講ずること

E、合法的礦區整理

F、増産の目的達成のため生産業者に直接間接に不利、不安を與ふるが如き一切の事態を除去すること

二、勞働者の充足を優先し尙現行法中の健康保險法及退職積立金法並に礦業法中勞役規則等の運用に當り時局を認識せざるものを指導する爲め再檢討を行ひ現在の従業員の稼働率低下せるものも能率増進せしむる要あり。

三、手販賣會社設立による買上炭價が生産者現在の買取價格より減するが如き場合には炭礦の經營上致命的打撃となり會社設立により出炭減少を見るが如き事態を豫想せらるべきに付合理化による利益金は増産獎勵の意味に於て得たるものを生産に振向けられたし

石炭共販に

中小坑の對策

野上互助會長等が上京

石炭共販會社案は全國石炭礦業家石炭商等の深刻な批判檢討の的となつてゐるが、その運用如何によつては却てこの案を主張して來た石炭礦業互助會系炭坑に深刻な打撃を齎すので互助會では九月十五日に臨時總會二十日には重役會を開き慎重對策協議の結果、石炭共販創立委員を増加して有利な方向へ運用方法を指導し、増産獎勵と圓滑なる資金融通方法、資材配給、勞働力充足その他重要事項の貫徹を圖り、中小炭坑の企業安全を確保することになり野上會長は二十二日武内專務は二十三日何れも政府と折衝の重要責務を帯び東上した。

勞働時間調整

國內増産第一義

—石炭増産方針を闡明—

伍堂商相は六日の閣議に於て石炭の増産

石炭對策を速かに具現するため政府は配給機構の一元化を期し石炭一手販賣の民間會社を設立せしめたい意向を有してゐるが、同社は近き將來中官半民の國策會社とすべく、來議會に右に要する法律案および豫算算案を提出協賛を求めることになつてゐる

さて民間側の諒解とその積極的協力を求めた、これに對し松本石炭礦業聯合會長は「吾々は政府の方針に即應して最善の努力を拂ひ協力するが買上値段その他の事柄につき政府は今後ともよく民間業者に關して具體的に措置されたい」と述べ、ついで伍堂商相の態度により右共販會社設立の發起人選定に關する協議をなし、結局發起人側人選は商相および松本會長に一任することとし、更に政府が現在の石炭専門委員會のほか業界の實情を聴取すべき新機關の創設を要望、商相よりよく考慮する旨を答へた、かくて問題の石炭配給統制の一元化はいよ／＼本格的に急速具體化されることになつたわけである。

なほ同共販會社發起人の選定は一兩日中に完了することになつてゐる。

目標達成に關する根本方針につき詳細説明し、特に石炭關係の配給輸送については永井鐵礦相に、勞力の計畫供給については小原内厚相に對し夫々積極的協力を要請したが、商相としては

- 一、石炭の増産は刻下の緊急問題であるが勞働不足と生産資材配給の不圓滑から所期の増産を達成することは困難である。
- 一、樺太の石炭は輸送關係に於て可成り困難があり、また滿洲は自國の供給を第一とせればならぬ位不足勝ちで、北支は先づ生産資材を注ぎ込んでからでないこともにならない。
- 一、故に現在は國內増産を第一義とし、資材、勞力を高効率礦山に集中して増産に拍車をかけること。
- 一、而して勞働不足の緩和については勞働者數の増加もさることながら、差しづめ炭坑勞働者の勞働時間を科學的に調整して能率的に半強制的作業に従事せしめるやうにすること。

等の見解をきつて居り、炭坑勞働時間の調整問題については既に小原内厚相の賛成を得て居るから、近く具體化するこゝになら

う、次で伍堂商相は以上の方策を以て應急的に石炭の國內増産を確保し、これを併行して日滿支石炭増産に關する綜合的にして恒久的な對策を樹立實行するため、政府に日滿支石炭聯絡會議を、民間に日滿支石炭聯合協議會を設置せしむる意向である。

各工業會社が

筑豊炭田獲得に

燃料資源自給目指して

内外を擧げて軍需産業景氣に躍つてゐる秋、各種工業の原動力である燃料資源界の王者「石炭」は需要に對する供給が不足勝ちなところから、政府と共に各炭坑では増産計畫に躍起となつてゐるが、その他中以上の大工業會社では燃料資源の人手難から各炭坑を買収し、同資源の自給自足に努める傾向が強くなり、是がため福岡山監督局直方支所では、採掘權の譲渡や炭坑買収等相次いでの出願手續等の爲に忙殺されてゐる。試みに最近買収された各炭坑を調査して見ても先づ直方と鞍手郡木屋瀬阿

に跨る山鹿重憲氏所有の山鹿炭坑は、此の程尾崎市に本社を有する朝日化學肥料株式會社に買収され、新高江礦業所と改名營業を開始したほか

△直方市新山部炭坑若松安部増夫氏から直方野口善市氏へ

△同本山炭坑若松市本間誠之進氏所有が香月町松尾三藏氏へ

△岩崎炭坑本會礦業株式會社（本會重義氏所有）が九州探炭株式會社へ

△鞍手炭坑（東京赤司初太郎氏所有東邦炭坑）が野上礦業株式會社へ（野上辰之助氏經營）

△埴生炭坑（舊岩崎炭坑）から田川郡八隅清太郎氏へ

△別府炭坑飯塚中尾松太郎氏から若松本間誠之進氏へ

それ／＼買収、又は譲渡されその他陸井礦業所が日滿礦業所へ、また藏内氏經營の大峯炭坑が千二百萬圓で古河礦業へ身賣りした話など大口、小口を數へれば實に枚擧するにいとまがない位で、目下組上に載せられてゐる共販會社の設立石炭の販賣、使用

統制の強化、或ひは災害防止、増産計畫と共に此の大小各炭坑の譲渡身賣りは今や筑豊炭田の注目の的となつてゐる。

發送電所要炭

下期三百八十萬トン

日本發送電會社の石炭消費料は本年の稀有の漏水によつて豫定量を約六十萬トン超過し、四月から九月までにすでに約三萬トンを消費したが十月から燃料炭も全國的に統制されることとなつたので廿九日、十月以降來年三月までの所要石炭を約三百八十萬トンと決定して通信、商工兩當局に答申した、即ち

發送電の所要石炭量は當所五百廿萬トンと豫定されたが炭質の低下と漏水によつて消費量が意外に増當し本年上半期のみですでに豫定量より約六十萬トンを消化したわけである。

斷を許さないので大體半年並みと見て一應三百八十萬トンの數量が割出され、今後の需要増加などを見込めばなほ多少の増加は免れまいと見られてゐる。

燃料局専門委員

商工省任命

石炭共販會社設立に關し必要な事項を諮問するため商工省では廿九日左の通り燃料局専門委員を任命した

- 茂野吉之助（石炭礦業聯合會） 郡島正治（住友礦業） 岡部正樹（磐城炭礦） 麻田晋（麻生商店） 澤田慎一（昭和石炭） 生島暢（三井礦山） 俵田明（沖ノ山炭礦） 松本正勝（古河石炭礦業） 中根正良（北海道炭礦汽船） 佐藤棟造（三菱礦業） 黒部貞雄（貝島炭礦） 武内禮藏（互助會石炭） 山本定治（三井物産） 鈴木四郎（三菱商事） 山本平八（日産化學） 松本幹一郎（明治礦業）

なほ調査事項中石炭の規格および検炭、檢量などの事項については特に左記諸氏にその調査を囑託するはずである。

陸軍歩兵大佐石本五雄、海軍機關中佐渡邊伊三郎、東京帝大教授山口吉郎、電氣廳技師後藤清太郎、鐵道技師松波秀利、日本製鐵伊能泰治、王子製紙源井力、石炭礦業聯合會茂野吉之助、昭和石炭岡崎眞椎、鶴見志津夫、帝國コークス渡邊扶

本土に珍らしい

蒼鉛の大鐵脈

山口の東風山各所で

朝な夕な山口市民が麗姿を仰いで暮してゐる東風山の山懐には我が國でも稀有の蒼鉛鐵脈が縱横に走つてゐる。一博物教師によつて發見され、山都市民の話題を賑はしてゐる。發見者は篤學をもつて知られてゐる山口師範矢野教諭で、同教諭は、このほご植物採集のため同方面に出掛けたとき鉛白に鈍く光つてゐる礦石を見つけたので持ち歸り研究したところ蒼鉛と判り、興味を感じ更に詳しく踏査すると東風山の各所で發見することを得た。埋藏量や含有量等は未だ判然としないが素敵なものらしい、矢野教諭は語る

蒼鉛は我が國では朝鮮黃海道金山や内地では中國地方の生野、奥津等で銅礦物の副産物として少量産出される程で大量はドイツ、イギリスから輸入してゐますが東風山の蒼鉛は純粹に近く全國でも殆ど無いといつたわけですが、醫療器具、活字自動消火機その他用途が廣い貴重なもの、企業化してとゞく開發すべきでせう。

鑛山災害防止

對策案成る

福礦局全國會議へ提出

鑛山災害の完全防止は生搬完遂に重要役割をなすので福岡鑛山監督局では之が萬全を期すべく、さきに本省に開催された決定方針に基き同局管内の特殊事情に即する對策樹立に努力中であつたが、このほご左のごとく成案を得たので二三の兩日本省において招集される全國鑛業警察課長會議に荒島課長並び市丸技師が之を携行提案することになつた。

同案は電氣に因る災害防止案と共に鑛山

災害全般に亙るものでかくて之が全面的
實施をみるに至れば雜物視される我國礦
山災害防止上に劃期的成果を擧げるもの
を期待されてゐる。

八礦山災害防止對策概要

- 一、災害防止の自發的勵行を期し各支所で
技術、管理者會議を逐次開催、局との緊
密なる連絡と具體的技術的對策を商議す
る。
- 一、係員、未熟練礦夫の指導訓練、瓦斯及
炭塵の精密度検査の周到を期し同時に瓦
斯と炭塵の量を適當に調整せしめる。
- 一、炭塵の爆發豫防方法として粉岩、撒水
を徹底的に勵行せしめる。
- 一、炭車事故はレールの不備の場合も多い
ので之が完璧を期すること。
- 一、坑内深度が深くなるに伴ひ入坑者が疲
勞するので入坑には危険な炭車を可及的
に用意使用せしめる。

石油 石炭の對策

商工省地方長官の協力要望

地方長官と商工省との事務内合はせ三日

午前九時三十分より内務省會議室に於て行
はれ商工省より村瀬次官、竹内物價局長
など各局長出席左の如き指示事項に基き
き關係官より説明し、その積極的協力を求
めた。

一 指示事項

- 一、物價調整に關する件
價格などの引上停止と共に公定價格を益々
々擴充する方針にしてこれに伴ふ中央並
に地方の機構整備をも考慮しつゝあるを
以て地方廳に於ても今後益々價格統制の
實施に遺漏なきを期せられたし。
 - 二、圓向けブロッコ輸出調整に關する件(略)
 - 三、消費節約に關する件(略)
 - 四、石油の配給統制に關する件
今般中央および地方を通じ販賣機構を整
備綜合し軍用生産力擴充用農林水産業用
など用途別需要に適合せる綜合的配給計
畫を樹立實施せしむることとする。
- もに、先般石油配給統制規則を決定公布し
石油配給の圓滑を期しつゝあるも右規則の
運用に關しては地方廳においては各府縣に
於ける卸賣會社の監督配給計畫の承認など
石油の圓滑なる配給に關し特に配意相成度

福岡礦山監督局飯塚支所では豫て管内二

類、幸袋兩町に跨がる日鐵二瀬礦區の盜掘
が數十ヶ所に亘つて行はれてゐることを探
知したので、十二日午前十時徳川支所長以
下所員三名は福岡監督局から奈良技手木下
屬、直方支所から肥川技手飯塚署より水城
刑事部長外十數名の應援を得て、全員を三
隊に分け二瀬町内相田、位谷幸袋町、妙見
谷、白旗方面の一齊盜掘檢舉を抜き討的に
行ひ盜掘五十坑を發見し

これに對して悉く坑口をダイナマイトで
爆破し礦山監督局の閉鎖を行つて、午後
七時引揚げた。盜掘者は既に數日前から
檢舉の手の延びて来ることを感知し、坑
口を土を以て覆ひ、樹木や枯葉を以つ
てカムフラージュしてこの坑口の所在を
晦まし、作業も殆んど中止して居り僅か
五名を捕へたに過ぎなかつたが、犯人も
判明したので今後全部召喚して取調べを
行ふことになつて居り、盜掘場所は殆ん
ど深山で數年前より行はれて相當大規模
のものもあり山中にて發見した貯炭は約
五百噸に達し、今日までの盜掘量は莫
に及ぶ見込である。

右につき徳川支所長は

この盜掘に従事してゐる坑夫は三百名以
上になる見込みであるがこれ等の人が
勞働者不足の炭坑に正式働けば國策上か
らしても非常に得になることであるに拘
らず、時局を利用して好況の石炭を盜掘
するもの、ために働かざるは實に遺憾に堪
へないところで今後徹底的に檢舉する
方針であるを語つた。

日滿支石炭聯盟

業者、統制團網羅

一 來月早々設立する
石炭の供給不足が各方面に深刻なる問題
を惹起しつゝある事態に鑑み佐堂藏相は日
滿支を通ずる石炭の生産配給の計畫化が急
務なりとし、日滿支の石炭業者並に統制團
體を網羅する協議會の設置方を懇諭してあ
たがこの程關係各官廳及民間業者間の諒
解成り、民間側では配給調節をはかるため
「日滿支石炭聯盟」を來月早々設立する運
びとなつた、而して同聯盟の組織は社團法
人とし會長には平生日鐵會長、副會長は古

五、石炭の需給調整ならびに増産に關する
件

先般石炭配給統制規則を廢止しこれに代
へ石炭販賣取締規則を制定公布し統制の
範圍を擴張し、全炭種に及ぼすもに
石炭の消費規正ならびに全面的需給調整
をはかること、せり更に需調の圓滑價格
の適正をはかるため一元的配給機構を確
立するの方針を決定し、右石炭配給機構
の調整機關として石炭の年買上および一
手販賣を行ふ半官半民の株式會社を設立
に至るまでの應急的處置として、民間資
本により一手販賣會社を設立すること
し目下準備中なり、石炭の増産に關して
最近豫期の如く増産の進捗せざる最大原
因の一は坑夫の不足にあるをもつて、坑
夫充足のため坑夫の積極的募集をなし積
極的増産の促進に努めつゝある。

日鐵二瀬礦區

盜掘一齊檢舉

五十坑に亘る斷々の鐵槌

田昭和石炭社長が就任する事に内定した。

共販會社對策に

炭界代表上京

いよ／＼本格的共販制樹立の氣運が、十
三、十四の二日間石炭部會によつて拍車を
加へる情勢に向つて來た爲め互助會石炭の
各重役は既に上京せるもの十一名、更に松
尾代議士外九名も十日より續々上京中であ
るが、此等の代表は麴町區格家の臨時本部
外龍名館、萬平ホテル、第一ホテル等に分
宿し路既定方針の達成に邁進するものと見
られ互助會今後の動きは注視的となつて
ある。尙ほ若松合同石炭でも中平、山本、
池田の三重役が十三日夫々上京したが更ら
に近く開催せらるゝ全國仲買商人會まで
は残存の重役も東上することになつてゐる

福礦局々員の

勞働法規講習

増産計畫遂行に伴ふ勞務需給調整その他
なる法規の運用に關し萬遺憾なきを期

すため福岡山監督局では十六日から二十四日まで同局勤務課に於いて労働法規講習会を開催、連日午後四時の退勤時から六時まで二時間にわたり局員の法規認識の徹底を圖ることとなつた。

尙ほ講師及び講演題目は左の通り
△「賃銀統制令及び技能者養成令」佐久
勞務課長

△「扶助規則」立山屬
△「雇傭勞役規則」大原屬

日産液化工場

折尾町に依頼

日産では遠賀郡折尾町字御開區一帶に亘り今次石炭液化工場の用地として大々的に耕地買収計畫があり町當局を通じて之が斡旋方の依頼してゐるので同町は先に區民へ傳達してあるが更に十二日區長宛へ買収可否に就て諮問を發した。

共販會社に反對

―田川石炭商―
田川郡石炭商組合では十五日午後一時か

す影響も看過出来ぬものがあり、同所に於て燃料節約により燃料炭の節減を圖ると共に、他方石炭の一般使用の合理化も努め、生産能率の低下に備へることになつた、右につき編輯技師長は語る

九月上旬行つた燃料節約週間も今日あることの豫想の下に實施し既に各工場に對しても通告をして置いたのであるが豫想通りかといふ状態に立至つたのは遺憾なことである、今日の會合では何等これと言つて纏つた話までは行かなかつたが、積極的燃料節約に努め、生産への影響は未然に防ぐべく邁進する決心だ。

船舶用燃料炭配給

一割五分削減

遞信省 運航短縮を憂慮

商工省では今回昭和石炭を通じて、十月以降明年三月末日迄の船舶用燃料炭は海運業者の要求を査定の上、要求額の一割五分(約六十萬噸)減さなすことを通達した、之に對し海運業者は現在國際情勢よりみて

ら、後藤寺町永吉公會堂で組合總會を開催し、石炭共販會社設立反對に關する協議を行ふ。

新高江鑛業所を

朝日化學が買収

年産十萬トンを目指し石炭黄金時代を謳ふ筑豊炭山は人手不足ながらも増産報國の國策に乗つて日夜出炭能率の向上に腐心してゐるが、直方市上頓野新高江鑛業所では鞍手郡木屋瀬町山重憲氏の經營になつてゐたのが去る九月廿四日朝日化學肥料株式會社(本店尼崎市)に一切の經營を譲渡、名稱も朝日化學新高江鑛業所と改稱、現在一ヶ月四千トンを産出してゐるが、年産十萬トンを突破すべく稼働者を大々的に募集してゐる、なほ朝日化學では同鑛を獲得と共に稼働者五百名の足止め策として四ヶ月在勤の者に對し預賃金(稼働者が他より採用されて來た際、炭坑側より借りうけた前借金)の棒引を實施することを聲明したが稼働者側ではこの優遇策に好感を持ち殆ど全部の者が同坑に居残り、増産の戦士として活動してゐる。

石炭割當量減る

―日鐵きのふ對策協議會―

鐵鋼増産街道を邁進する八幡製鐵所では折柄問題視されてゐる、石炭共販制とは別途に今回同所割當噸數が相當削減されるに至つた爲め同所では上京中の渡邊所長の歸任を待ち、十二日朝九時から正午に至る三時間餘、所長室で緊急部長會議を開催、これによる作業上の影響並に對策につき協議する所あつたが、席上或る程度までの成案を得たもの、如く、伊能製鐵部長は閉會後直に關係者を自室に招き打合せを済ました現在までの同所一ヶ年間の石炭使用量は約六百餘萬噸で、約百萬噸は外國から輸入他は全部國內より供給を受けて來たものであるが、今回の削減率は〇割で、生産に及ぼ

外國よりの燃料炭の積込はかなり困難となつて居り、而も近海における船舶の需要増加にも拘らず燃料炭の配給減を見る事は非常な痛手である、元來燃料炭はその性質上必要の最小限度を積込む性質のものて之を減配される事は結局運航の短縮となるものであるとして居る。

かゝる實情に鑑み遞信省では船舶の運航の短縮は生産力擴充に重大影響あるものとして、企畫院と協議の結果商工省と交渉を行ふ事となつた。

内地労働者

一萬人補充を確保

炭鑛と職紹の連絡緊密化

應急的の石炭増産對策の中樞を爲すものは労働者の補充といふ問題であるに鑑み商工省では之れが對策として厚生省と協議の上半島労働者を移入することとし既に就職を見てゐるものもあるがこれだけでは不足労働者の約一割程度を補充するに過ぎないのて更らに勞力補充の恒久對策として内地勞

働者の補充對策に萬全を期し厚生省と協議の上一ヶ月一萬人程度の補充を確保することとなつた、而して右一ヶ月一萬人補充の中農何其他方面より新規労働者を少くとも半數の五千人は確保する方針でこれが募集の爲めには炭鑛業者と職業紹介所との緊密なる連絡を保たしめるやう工作することになつてゐる。

共販プール制の實施

滿支炭開發を阻止

二重統制に出鼻挫かる

石炭共販は「プール」平準價格制の採用は石炭鑛業の妙味を失ひ積極的増産遂行に相當の影響を齎らすもの關係業者の觀測が下されてゐるが、更に共販は滿支炭開發にも多大の關係を有し何等かの滿支炭開發促進工作を樹立する必要が叫ばれてゐる。即ち滿洲及北支炭の開發は内地炭増産の行詰りによる不足炭補充といふ見地より重要なものがあり、然も開發資材並に資金は内地炭をより増産の爲に注入する

より、少額で済み、出炭能率も著しく高く又炭質的に見ても製鐵用原料炭並に高カロリーの優秀炭である關係から最近滿支炭開發工作は著しく進んでゐるのであるが、内地に於いても共販が實施されてブル制が適用されることになれば滿支炭はそれ／＼現地で共販又は販賣統制を受け、又内地に輸入して又共販に移されれば二重の統制を受けることとなり、滿支進出の氣勢は出鼻を挫かれ漸次消極的態度に推移しつゝある。

買收價格に

内地炭と區別

當局滿支依存方針堅持

石炭共販實施に伴ふ影響は別項の如く滿洲及北支炭開發進出にも重要關係を有し消極的態度が擡頭しつゝあるが、斯くては我が國石炭需給根本對策に重大支障を來す結果となるので、商工當局に於てもこれが傾向を重視し左の方針を進む意向である。即ち内地炭は埋藏量並に炭質兩面より見

て需要増に應ずる増産は不可能な現状であるから商工當局としては飽くまでも北支炭開發による供給不足補充策を講ずる必要があるに鑑み、特に北支炭の買收價格は新規投資の危険性と諸般の特殊事情を充分參酌して買取價格構成條件を内地炭のそれと差別を設け、滿支炭内地輸入に支障なからしめんとしてゐる。

石炭商従業員大會

共販制阻止の叫び

きのふ若松で大會

石炭一元統制における地方共販會社の設立はたゞに石炭商の不安焦燥のみならず、それが必然の結果として従業員も死活の岐路にさらされるこの時局下に行はれんとするが、一大變革をわれ／＼は絶対に承服出來ぬ若松市の大小石炭商三百數十軒の従業員一千六百余名は、十六日午後七時から市公會堂に共販制阻止従業員大會を開催した。

開會の辭後柳川商店伊藤氏盛長となり坂本商店長田氏より従業員大會開催に至る經過報告をなして協議に移り阻止運動について説明あり次いで幸田合石重徳、小倉市水谷辯護士、互助會石炭才津原積谷氏の激勵演説があり引續き従業員代表の意見發表に移り西日滿礦業業務課長ほか數氏が起つて交々熱辯を揮ひ共販制に絶對反對の意思を明らかにしたのち、宣言、決議を滿場一致可決同十時ごろ散會した、近く委員を擧げて上京し阻止運動に邁進することになつたがこの阻止運動は商店主側の運動とは全々別個とし従業員独自の立場から行ひまた全国各地の従業員にも飛檄目的貫徹に拍車する。

「決議」興亞聖業の達成と銜後産業の充實とは帝國不動の國是にして一億民心は今や滅私奉公の微衷に灼熱する秋、業界の實情を無視し燃料配給の系統を攪亂し生産擴充の重要國策は泥土に蹂躪せられ燃料減産の悲域に沈淪せんさす、吾人數萬の石炭従業員は生活權はために根底より奪はれて省みられず忍從承服の事に非ず、よつて本大會は、に共販會社の設立

に絶對反對の決議をなし、當路の蒙を啓き國家産業標軌の危機を未然に救はんとす、右決議す。

若松石炭従業員共販制阻止大會

鑛夫移動禁止發令

三浦厚生次官來福談

十五日夜來福した厚生省政務次官三浦虎雄氏は十六日午前中を福岡鑛山監督局で過ごしたが、勞務關係方面の視察がてら實際を勉強に來た、鑛山方面の増産計畫に伴ひ鑛山の移動禁止令が出るが、これは同時に福利施設を伴はなければならぬ、従つて實際の事務を司つてゐる福岡鑛山監督局に色々事情を承りに來たさいふ譯だ、午後の汽車で佐世保に向ひ同地で一泊十七日は大牟田、三池方面を視察し、鹿児島縣の串木野に往き歸京する豫定に語つた。

勞力不足を一掃

今月中に全國一萬二千町村に

戰時下生産擴充の線に沿ふ勞務動員實施

計畫の主旨を徹底し供給人員の概定、要員の充實計畫をたて、地方農村から「勞務資源不足」を一掃しようといふ「町村勞務動員協議會」がいよいよ全國一萬二千町村に置かれることになり、厚生省では第二豫備金から五十萬圓を支出して設置の助成をするにとともに十六日次官通牒をもつて各地方長官に設置要綱を傳達した。

協議會の仕事は勞務動員に必要な町村の人員を調べて何時でも需要に應じられる準備を整へるはか町村の生産力を落さぬ

ためにはどうしたらいい、かなどといふことを自治團體で自主的にやつて行かうといふ組織で、町村が主宰し縣や職業紹介所が協力することになつてをり、メンバーには學校職員、警察官、區長方面委員その他青年團役員は常に青年層に接してゐる人々があげられてゐる。

大體全國にわたつて今月末までには出來あがる模様で、今後常設機關として活躍することになつてゐる。

九州水力電氣株式會社



本會記事

●重役會並に理事會

◎九月二十一日 本社に於て會社重役並に理事會開催、野上、武内、末吉、北代、金丸、中島、三崎、橋上、田籠、犬丸藤井、西本、有江各重役、和才棚瀬各理事出席、左記議題に付き審議した。

- 一、商工省燃料局専門委員選任に關する件
- 一、其他重要事項

◎十月八日 本社に於て午後一時より會社重役並に理事會互助會理事會を開催、野上、山本、武内、橋上、中島、三崎、田籠、犬丸(代)、北代、榎井、末吉(代)、西本各重役松尾、上田、和才、西田、棚瀬各理事出席。左記事項について審議した。

- 一、石炭共販會社設立に關し、上京委員交渉經過報告の件
- 一、第六期決算報告の件

- 一、其他重要事項

◎十月十一日 本社會議室に於て、午前十時より重役並に理事會開催。山本、武内、橋上、中島、田籠、犬丸、北代藤井、末吉、西本各重役、松尾、上田、和才、西田、棚瀬野内、各理事出席。左記事項につき審議した。

- 一、石炭共販會社に對する今後の對策に關する件

●石炭販賣取締規則講習會

十月一日より實施されてゐる切符制度による石炭統制につき、各生産業者も未だ充分規則の呑み込みが出来ず、種々の手違を生じ、却つて配給率の圓滑を缺いてゐると云ふ状態で、この際法規の徹底化を圖るべく、本會では十月二日午後一時より若松商工會議所に關係炭坑事務取扱者を招集、會よりは安西業務課長外出席、詳細に説明した。

●互助會地方部會

第十九回事務打合地方部會は會社側より、安西、野見山、熊川出席の上左記日取及議題に依り開催した。

- ◎遠賀部會 九月十八日 於中間「柳屋」
- ◎西川部會 九月十九日 於折尾「喜樂」
- ◎飯塚部會 九月二十日 於大黒炭坑
- ◎上嘉穂部會 九月二十一日 於上山田「大山」
- ◎田川部會 九月二十二日 於筑鐵本社

議 題

- 一、貨車問題ニ關スル件
- ①部會提出書類ニ關スル件
- ②査定審議ニ就キ
- ③九月分各礦配車査定案ノ審議
- ④二重輸送ニ關スル件
- ⑤石炭車ノ運用状態ニ關スル件
- ⑥西部荷役ノ現状ニ就キ
- ⑦本土送りニ關スル件

⑧其他一般事項

- 一、十月一日ヨリダイヤ變更ニ關スル件

- 一、請願工事ニ關スル件

- 一、日發會社ニ關スル件

- 一、石炭販賣取締規則ニ關スル件

- 一、共販會社設立ニ關スル件

●肥前支部諸行事

一、鐵鋼統制協議會

九月二十日午前八時佐世保公會堂に於て第三期鐵鋼制當に關し肥前支部會員の召集をなし種々協議打合せをした。

一、第八回支部總會

十月五日午後一時佐世保市公會堂に於て、第八回肥前支部總會、吉原支部長、井家上、兒玉、角口各常任理事、有吉理事、福田(福井)、熊吉(皆瀬)、赤木、古本(麓)、山下(野中)、三木、宮本(第二大岳)、岩崎(牧崎)、中野(江里)高橋(土肥ノ浦)、杉山、中橋(山佳)、笹原(今福)、佐田(大志佐)、酒井(池野三礦)、渡邊(柏木)、木原(山代)、山

本(小岩)、高橋(大伊万里)、小岩(向山)、佐田(立岩)、木村(大黒)、松川(新本山)、高橋(上志佐)、松尾(角山)、中島(神林)小代(川釣)、堀、山口(佐世保)、林(林)、安部(恵比須)、藤善(岩谷大里)、太田(古賀)、天本(殿木)、池田(新岩屋)、川原(大坪)、大島(新田)、梅林(黒川)、松本(藤水(北松))各會員及び安西主事、大川、早田出席左記議題ニ關シ報告打合せナシタリ。

第八回支部總會議題

- 一、石炭販賣取締規則ニ關スル件
- 一、共販會社設立ニ關スル件
- 一、互助會石炭株式會社株券割當ニ關スル件
- 一、柏木、佐世保炭坑入會ニ關スル件
- 一、其他一般事項

●カーバイド配給に關する陳情

カーバイドの不足は遂に作業休止の炭坑さへ出すに至り本會で極力これが配給に盡力して居たが九月二十日九州懇話會、福岡地方石炭協議會、宇部鑛業組合、金屬山代表と共にカーバイドの増産の陳情のため上京した。

即ち互助會地方部會、西川、木原、天道、新手の各炭坑が代表となり、これに本會から町田係員が加はつた。滯京約一週間、豫期以上の成績を収めて歸若した。

「福鑛聯合會歌懸賞募集」

福岡地方鑛業報國聯合會では同會事業の一として福鑛聯合會歌を作成する事になつて居つたが、右は今回左記の規定により募集される事になつた。振つて応募されたい。

記

- イ、歌詞は雄渾にして鑛業報國の熱情に沸る鑛業戰士の力強き姿と希望とを讀み込みたるものにして歩調休たる事
- ロ、歌詞の長さは四節以上六節以下とすること。
- ハ、賞金
 - 一 等 壹百圓 一名
 - 二 等 參拾圓 一名
 - 三 等 拾圓 二名

ニ、審査 相當の權威者に委嘱
ホ、當選發表方法及期日
當選歌詞と共に鑛山宛通報すると共に會報にて發表す
發表期日は十二月十日

ハ、締切期日は十一月末日

◇注意 応募歌詞は各炭坑に於て取纏め、福岡鑛山監督局内、福岡地方鑛業報國聯合會宛送附のこと。

石炭鑛業權設定

(自昭和十四年七月六日 至昭和十四年八月八日)

福岡鑛山監督局

登録番號	鑛區所在地	面積	鑛業權者住所氏名
宮崎 三五九	兒湯郡上穗北村妻町	六三、五〇〇	宮崎市上野町二丁目 高橋 太郎 外二人
同 三五九二	東諸縣郡高岡町	二五、〇〇〇	宮崎市桶通三丁目 塚 安 造
福岡 七〇一	粕屋郡香椎村和白村並ニ海面	五八、七〇〇	宇部市上宇部區 岡 本 三 郎
宮崎 三五九四	兒湯郡新田村高鍋町	九三、五〇〇	宇部市東區本町一丁目 宮 田 顯 二
佐賀 三四八二	唐津市東松浦郡四木村西松浦郡波多津村	九六、〇〇〇	福岡縣嘉穂郡鎮西村 寺 田 半 二
長崎 三四七四	東彼杵郡川棚町彼杵村	九二、〇〇〇	福岡市大名町一丁目 高 須 重 彦
山口 四五七	宇部市地先海面	八〇、〇〇〇	東京市芝區田村町一丁目 宇 部 鑛業株式會社
福岡 七〇九四	嘉穂郡額田村	三三、五〇〇	東京市中野區桃園町 木 田 貞 介 外一人
同 七〇九五	粕屋郡勢門村篠栗町	八五、〇〇〇	福岡市中間町 富 田 松 太 郎
同 七〇九六	山門郡兩開村地先海面大和村地先海面	四九、九〇〇	小倉市鍛冶町 藏 内 次 郎 兵 衛 外一人
同 七〇九七	粕屋郡多々良村	三九、六〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目 三 菱 鑛業株式會社
同 七〇九八	同 郡多々良村箱崎町並ニ海面	九八、〇〇〇	同 上
佐賀 三四八三	西松浦郡松浦村杵島郡若木村武内村	九九、九〇〇	長崎縣壹岐郡箱崎村 倉 光 千 秋
同 三四八四	杵島郡武内村西松浦郡松浦村	五三、〇〇〇	佐世保市位立町 篠 崎 錄 吉
同 三四八五	西松浦郡松浦村大坪村杵島郡武内村	九七、五〇〇	同 上

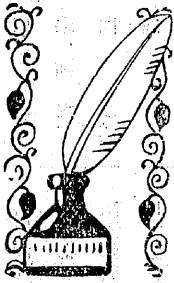
同	宮崎	三三九	北松浦郡今福町地光海面	空室、五〇〇	神戸市神戸區海岸通	石原産業海運株式會社
同	沖繩	九八六	東臼杵郡門川町	九四四、八〇〇	福岡縣筑紫郡日佐村	太田 文雄 外一人
同	同	九八七	八重山郡竹富村並ニ海面	九八八、九〇〇	東京市澁谷區神泉町	月峰 利雄 外三人
同	同	九八八	同 郡與那國村	九八〇、〇〇〇	福岡市榊木屋町	森 直 記
同	同	九八九	同 郡與那國村並ニ海面	九八〇、〇〇〇	同 上	同 上
同	同	九九〇	同 郡與那國村	九八〇、〇〇〇	同 上	同 上
同	同	九九一	同 上	九八〇、〇〇〇	同 上	同 上
同	同	九九二	同 上	九八〇、〇〇〇	同 上	同 上
同	同	九九三	同 上	九八〇、〇〇〇	同 上	同 上
同	同	九九四	北松浦郡同郡南田平村	九八〇、〇〇〇	佐世保市名切町	草場 淺市 外一人
同	長崎	四〇六	浮羽郡山春村蛭谷村御幸村	九四四、八〇〇	福岡市船津町	久恒 得郎 外一人
同	福岡	七〇九	同 郡御幸村山同春村大石村	七二一、八〇〇	同 上	岩 尾 三 郎
同	山口	四九四	豐浦郡西市町	三〇〇、一〇〇	下關市貴船町	大濱 岩礦株式會社
同	同	四九五	厚狹郡厚狹町地先海面小野田町地先海面	六三〇、七〇〇	東京市京橋區銀座三丁目	宇部 礦業株式會社
同	同	四九六	同 郡小野田町地先海面	六三〇、八〇〇	同 市芝區田村町一丁目	九州 採炭株式會社
同	佐賀	三三九	藤津郡五町田村鹿島町能古見村	五三〇、六〇〇	長崎縣北松浦郡中野村	林 喜右衛門 外二人
同	熊本	三三六	天草郡久玉深海村	六〇六、〇〇〇	長崎縣北松浦郡世知原村	林 元 之 助
同	長崎	三三〇	北松浦郡南田平村鹿村並ニ海面	六〇六、〇〇〇	同 上	山 本 惠 祐
同	同	三三九	西彼杵郡伊木力村	五〇〇、〇〇〇	同 上	同 上

同	同	三六六	東松浦郡植賀村	三六六、〇〇〇	同 市太田町	篠崎 基之助
同	同	三六七	同 郡名護屋村植賀村並ニ海面	三六六、〇〇〇	同 上	同 上
同	同	三六八	藤津郡濱町吉坂村	一五五、〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目	三菱 礦業株式會社
同	同	三六九	杵島郡錦江村龍王村須古村	三六六、〇〇〇	同 上	同 上
同	山口	四九四	厚狹郡小野田町地先海面	四九四、〇〇〇	東京市芝區田村町一丁目	宇部 礦業株式會社
同	同	四九五	宇部市並ニ海面吉敷郡西岐波村地先海面	四九三、〇〇〇	同 上	同 上
同	同	四九六	宇部市並ニ海面吉敷郡西岐波村地先海面	三〇八、九〇〇	宇部市沖字部	山田 新松 外一人
長崎	長崎	四九五	北松浦郡鹿町地先海面細差村地先海面	四三三、〇〇〇	大津市	林 元 之 助
同	同	四九六	同 郡鹿町地先海面小佐々村地先海面	七四四、〇〇〇	同 上	同 上
同	同	四九七	東彼杵郡西大村並ニ海面西彼杵郡伊木力村地先海面	四三三、〇〇〇	東京市赤坂區新坂町	花 田 卯 造
同	同	四九八	西彼杵郡伊木力村並ニ海面大草村地先海面	四九四、〇〇〇	同 上	同 上
同	同	四九九	東彼杵郡西大村並ニ海面	四九四、〇〇〇	同 上	同 上
同	同	五〇〇	西彼杵郡伊木力村	四九四、〇〇〇	同 上	同 上
同	同	五〇一	同 郡伊木力村並ニ海面	四九四、〇〇〇	同 上	同 上
同	同	五〇二	南高來郡小田村北高來郡森山村並ニ海面	四九四、〇〇〇	同 上	同 上
同	同	五〇三	北松浦郡志佐町調川村並ニ海面	四九四、〇〇〇	同 上	同 上
同	同	五〇四	同 郡調川村地先海面志佐町地先海面	四九四、〇〇〇	同 上	同 上
同	同	五〇五	西彼杵郡長與村伊木力村	四九四、〇〇〇	同 上	同 上
同	同	五〇六	南高來郡大正村南郷村	四九四、〇〇〇	同 市高砂町	鹿 尾 武 雄
同	同	五〇七	北松浦郡御厨村	一、〇〇〇、〇〇〇	小倉市鍛冶町	藏内次郎兵衛外一人
同	同	五〇八	同 上	四九四、〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目	北松 炭礦株式會社

沖繩	九七	八重山郡竹富村	八三,000	喜北市末廣町	林 熊 徹
同	九六	同 上	八三,000	同 上	
佐賀	三九六	佐賀郡南川副村西川副村東與賀村並ニ海面	九六,000	東京市日本橋區室町二丁目	三井礦山株式會社
長崎	三〇一	北松浦郡鷹島村地先海面調川村地先海面	九〇,000	長崎縣北松浦郡江迎村	麓 關 吉
同	三〇〇	西彼杵郡平島村地先海面	九〇,000	唐津市波田	池 田 佐 吉
同	二九九	北高來郡諫早町本野村	九三,000	福岡市大名町	高 須 重 彦
同	二九八	北松浦郡南田平村並ニ海面	九〇,000	神戸市神戸區海岸通	石原産業海運株式會社
同	二九七	同 郡鷹島村地先海面今福町地先海面	九六,000	同 上	
鹿兒島	三九七	薩摩郡宮之城町鶴田村	一〇〇,000	鹿兒島市平之町	中 島 新 之 助
佐賀	三九七	西松浦郡南波多村	三〇,000	佐賀縣杵島郡武雄町	山 口 峰
同	三九六	同 郡南波多村松浦村	六六,000	同 縣小城郡小城町	笠 原 一 二
福岡	七〇九	早良郡殘島村地先海面粕屋郡志賀島村並ニ海面	六三,000	東京市京橋區銀座三丁目	西戶崎炭礦株式會社
宮崎	二六六	東諸縣郡八代村	九一,000	神戸市葦合區熊内町二丁目	中 村 吉 之 助
同	二六七	宮崎縣青島村並ニ海面	九二,000	宇部市沖字部	大 木 金 一 外 二 人
同	二六八	同 郡木花村	三三,000	福岡市大名町一丁目	川 原 田 浩 司 外 一 人
山口	三九六	厚狹郡小野田町地先海面	五〇,000	宇部市沖字部	竹 中 雪 藏
同	三九七	宇部市地先海面吉敷郡西岐波村地先海面	一七,000	宇部市沖字部	山 田 新 松 外 一 人
佐賀	三九六	西松浦郡南波多村東松浦郡北波多村	八五,000	佐賀縣杵島郡橋村	尾 崎 清
熊本	三六六	天草郡一町田村	八六,000	長崎市引地町	原 庄 次 郎 外 一 人
同	三六七	同郡宮地岳村一町田村	八六,000	東京市麴町區丸ノ内二丁目	樺 太 産 業 株 式 會 社

同	三六六	同 郡御領村鬼池村	九〇,000	世保市上祇園町	山田徳太郎 外一人
長崎	三〇八	西彼杵郡野田村並ニ海面	九三,000	宇部市上字部	金 野 庄 吉
同	三〇九	南松浦郡若松村並ニ海面	一〇〇,000	佐賀縣西松浦郡伊萬里町	藤田與兵衛 外一人
同	三一〇	北松浦郡鷹島村並ニ海面	一〇〇,000	長崎縣北松浦郡吉井村	志 方 玄 太 郎
福岡	七二二	粕屋郡和白村並ニ海面	九〇,000	東京市麴町區丸ノ内二丁目	三 菱 礦 業 株 式 會 社
同	七二二	三藩郡昭代村山門郡沖端村並ニ海面	九三,000	福岡市春吉	小 森 半 次
同	七二二	同郡昭代村山門郡沖端村西永村城內村	九三,000	同 上	
同	七二二	遠賀郡水巻村	九六,000	福岡縣遠賀郡中間町	岩 崎 壽 喜 藏
大分	三六〇	東國東郡姫島村並ニ海面	七六,000	福岡市大濠町	石 井 澄 一
長崎	三二二	北松浦郡上志佐村調川村	一〇〇,000	東京市麴町區丸ノ内二丁目	松 浦 炭 礦 株 式 會 社
熊本	三三〇	上益城郡七瀬村中島村	九七,000	長崎縣北松浦郡中里村	林 喜 右 衛 門 外 二 人
福岡	七三〇	粕屋郡古賀町並ニ海面新宮村地先海面	八三,000	宇部市小串	瀬 戶 早 一 外 三 人
佐賀	三〇一	佐賀郡北川副村巨勢村西川副村佐賀市	七八,000	東京市日本橋區室町二丁目	三 井 礦 山 株 式 會 社
同	三〇二	佐賀郡大謔間村福岡縣三藩郡大野島村	八三,000	同 上	
熊本	三九三	天草郡御領村鬼池村並ニ海面	九五,000	佐世保市上祇園町	山 田 徳 太 郎 外 一 人
福岡	七三三	嘉穂郡幸袋町	五八,000	八幡市東通町三丁目	成 瀬 次 郎
山口	三九八	豐浦郡豐田前村西市町豐田下村	五八,000	山口縣吉敷郡小野町	岩 崎 謙 一
佐賀	三〇三	東松浦郡入野村並ニ海面	九〇,000	佐世保市太田町	篠 崎 甚 之 助
熊本	三六六	天草郡宮岡町地先海面	五〇,000	大阪市東區北濱二丁目	靜 豐 治 郎
長崎	三三四	北松浦郡星鹿村地先海面	一〇〇,000	長崎縣北松浦郡調川村	福 島 久 惠

同	北松浦郡平戸町並ニ海面	三六、〇〇〇	西宮市川添町	志風 喜美 外一人
同	西彼杵郡崎戸町並ニ海面	七六、〇〇〇	東京市麹町區丸ノ内二丁目	九州炭礦汽船株式會社
鹿兒島 三九七	日置郡伊作町	五八、〇〇〇	同 市芝區田村町一丁目	日本礦業株式會社
同	梅宿郡今和村	四九、〇〇〇	大阪府豐能郡庄内村	奈 良 井 民
同	川邊郡西南方村並ニ海面	三六、〇〇〇	東京市麹町區丸ノ内二丁目	三菱礦業株式會社
大分 三六六	下毛郡溝部村	四八、〇〇〇	同 市麹町區丸ノ内二丁目	綱生産業株式會社
佐賀 三〇四	小城郡芦刈村杵島郡福富村	三〇、〇〇〇	同 市麹町區丸ノ内二丁目	東杵島炭礦株式會社
熊本 三九七	葦北郡田浦村佐敷町並ニ海面	九八、〇〇〇	熊本縣葦北郡田浦村	伊 藤 房 吉
同	玉名郡平井村府本村	二六、九〇〇	京都市中京區西京北疊町	松田 晴三 外一人
福岡 七三五	粕屋郡箱崎町福岡市	三六、〇〇〇	飯塚市立彦	九州礦業株式會社
長崎 三三八	北松浦郡今福町並ニ海面	四七、〇〇〇	同 市	石井 澄一 外一人
山口 四七九	豐浦郡豐田前村美禰郡郡大嶺村	四七、〇〇〇	小倉市京町一二丁目	岩崎 鶴龜 外二人



炭界日誌

才津原生

九月十六日 土 雨

△若松合同石炭株主懇談會、午後一時から開會共販制に關

して種々協議して午後四時散會。

九月十七日 日 雨

△北海道でも試掘鑛區の整理を行ふこととなつた。

九月十八日 月 晴

△柳川若松市長、共販會社設立に關して各課長と協議之が對策を考究した。

△石炭共販の結果、市財政は二十万圓減と見込まれてゐる

九月十九日 火 晴

△若松商工會議所では共販會社案に全面的反對の決議を行つた。

九月二十日 水 晴

△カーバイド配給に關する陳情の爲、坑所代表者一行上京した、本會より町田同行。

九月廿一日 木 晴

△若松石炭操車場移轉は十月上旬より着手する事に決定した。

△午後一時より本社重役會並に理事會開催。

九月廿二日 金 晴

△若松商工會議所主催で、同所に於て石炭對策座談會を開催、石炭共販設立に伴ふ今後の對策を協議した。

△野上會長本日午後八時三十分特急富士にて上京。

九月二十三日 土 曇

△福岡局では石炭の盜掘を防止すべく、不合理鑛區の分合を檢討した。

△本會武内専務、風戸主事上京した。

九月廿四日 日 曇

△福岡鑛山監督局直方支所主催にて商工會議所に於て、石炭増産策を協議した。各炭礦より保安係員出席す。

九月廿五日 月 晴

△若松合同石炭では石炭共販案對策委員を増加して全面的に之が是正を圖るべく猛運動を起すことに決定。

九月廿六日 火 晴

△定例開議に伍堂商相は、中央物價委員會に於て決定した石炭對策要項を説明、各閣僚の諒解を求めた。

九月廿七日 水 晴

△石炭鑛業聯合會では日本工業俱樂部に於て理事會を開催した。

△松尾本會理事上京。

九月廿八日 木 曇後雨

△石炭共販設立に關して、若松市の特異性を強調すべく陳情團が上京した。

△北阿鐵道經理局長、宇部港視察、九州の鐵道納炭を宇部迄海上輸送案を樹てた。

九月二十九日 金 雨後曇

△福礦局鹿兒島支所設置が決定した。

九月三十日 土 晴
△石炭飢饉深刻化し石炭増産命令發動必至と認められる状態となつた。

△午後一時より東京會館に於て、石炭専門委員會開會。本會より武内、山本兩委員出席。

十月一日 日 晴

△石炭切符制本日より實施さる。

△石炭帆船運賃決定す。

十月二日 月 晴

△本社相談役岩崎壽喜藏氏逝去。

△若松商工會議所に於て、石炭販賣取締規則に關する講習

會開催。

十月三日 火 晴

△村瀬商工次官は各地方長官に對し、石炭石油の需給調整ならびに増産に關して協力を求めた。

△半島人労働者が筑豊炭田に着いた。

十月四日 水 晴

△仲買業者団体では、石炭第二共販につき全面的反對運動を起すことになつた。

△首相官邸に於て、商相主催の共販に關する懇談會開催、本會より野上會長、武内專務が出席した。

十月五日 木 晴

△午後一時より、若松市公會堂に於て若松合石主催で石炭業者九州、山口、愛媛地區大會を開催した。

△電氣協會福岡支部では、政府の石炭消費規定の實施は九州では不適當と認め、陳情する事になつた。

十月六日 金 晴

故本會顧問岩崎壽喜藏氏の葬儀を執行された。

△本社上京委員一行は若松市の特異性を充分に認識させて

歸若した。

△全國經濟部長會議に於て、福岡縣經濟部長は縣下の中小石炭鑛業家の實情を説明して共販に對する當局の注意を促した。

△伍堂商相は、政府部内に日滿支石炭連絡會議、民間に日滿支石炭聯合協議會を設置し石炭應急増産に邁進する事になつた。

十月七日 土 晴

△若松商工會議所佐藤理事歸若、石炭共販陳情は望みありと語つた。

十月八日 日 曇

△午後一時より本社會議室に於て重役理事會開會、會長、副會長、專務よりそれぞれ上京經過の報告を行つた。

十月九日 月 晴

△政府では、石炭増産對策要綱を發表した。

十月十日 火 晴

△總動員法による移動禁止を福礦局に於て立案中である。

十月十一日 水 曇

△午前十時より重役理事會開催、茲一兩日中に全重役理事

は上京することに決定、山本副社長、藤井重役は特急當士で上京した。

十月十二日 木 晴

△本社武内專務外各重役、本日より明日にかけて上京する事になつた。

十月十三日 日 晴

△燃料局専門委員會、本日より明日に亘つて開催、本會より山本副會長、武内專務の兩氏委員として出席。

十月十四日 土 晴

△日滿支石炭業者、統制団体を網羅して日滿支石炭聯盟は十一月早々設立されるが會長は平生日鐵會長と内定した

十月十五日 日 雨

△石炭配給一元化方針に當局は多少の改正を行ふのではないと認めらるゝに至つた。

編輯後記

筑豊線の列車には、炭坑主、石炭商の何人かが、きつこ乗合はせてゐて、不安氣に石炭共販を語つてゐる。實に石炭共販は、筑豊地方の死活問題であるから、見方によつては、歐洲戦争以上の大問題と言つても差支へない。

石炭共販會社が若し出來て、その爲に、中小炭坑が實質的に消滅するとなれば、由々しき大事である。斯様な事の絶對に無きよう、互助會では、誰が見ても、適切にして妥當なる要求を、當局に提出した。本号のトップ、會長の論文は、この要求を具体的に説いたものである。

現在、互助會の一舉一動は各方面から凝視されてゐる時である。これによつて、本會の眞意を知つて戴きたいと思ふ。

過日政府の發表した石炭増産對策による、低能率・高能率に分けて高能率の炭坑に資材を配給するように、書いてあるが、この高能率たる意味が、大炭坑と言ふ意味ならば、認識不足も亦甚だしい。

本月は又、鑛業報國運動に關して福礦局佐久勞務課長を煩はした、宜しく御熟讀ありたい。

町田分析主任も、今月は特に多忙であつたが、御覽の通りの大馬力で本号の精彩を添へる事が出來た。

本月は、前月の發行遅延に鑑み、相當早目に編輯に着手したが、防空訓練の爲、印刷所で夜業が出來なく爲つた等の理由により、またまた發行が遅れた、罪は印刷所にありと言ひながら、誠に相濟まぬ次第である。

互助會報・第四卷・第十號

購 一冊 金參拾錢 郵稅共
半年分 金壹圓八拾錢同上
二年分 金參圓六拾錢同上
料金は前金の事

昭和十四年十月十七日印刷納本
昭和十四年十月二十日發行

若松市本町二丁目

石炭鑛業互助會

發行人 風戸道康

編輯人 若松市堺町三丁目

印刷人 吉田方造

若松市堺町三丁目

印刷所 吉田印刷所

電話 六五二番

福岡縣若松市本町二丁目

發行所 石炭鑛業互助會

電話 長四七九番
三四六一番
七〇九番

九州水力電氣株式會社

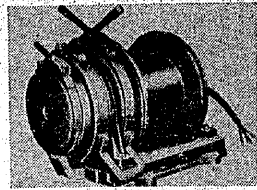
東京製綱株式會社
株式會社 明電舎
株式會社 宇部鐵工所
東洋ベヤリング
製造株式會社
日本皮革株式會社
大日本機械工業株式會社
護 謨 工場
日立製作所製
リングチエーン
株式會社 日本鑿岩機製作所

代理店

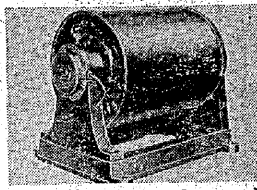
小倉市室町

守谷商會九州支店

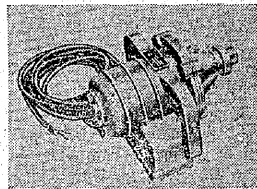
電話代表(5)二八三一番



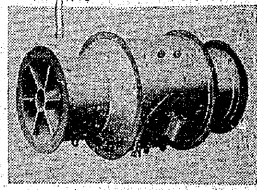
(九六型捲)



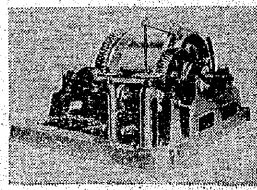
(九六型モーターブロー)



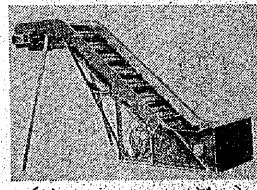
(コールドリル) 耐爆型馬力



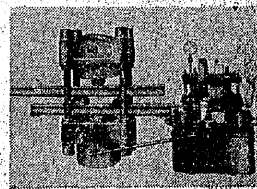
(局所扇風機)



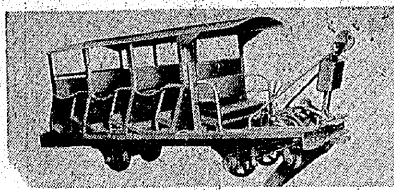
(大型電気捲)



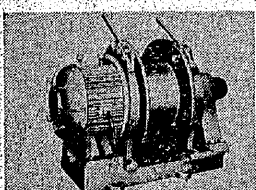
(チェーン・ローダー)



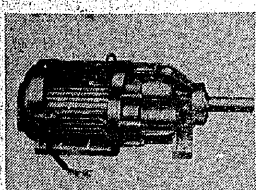
(水圧式レール棒曲機)



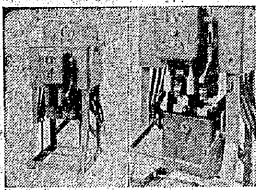
(人車急救車)



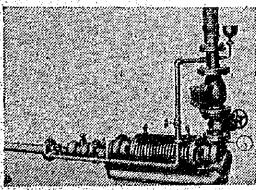
(小型萬能捲)



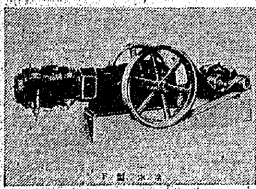
(コンベヤー電動機) GX-N-S型



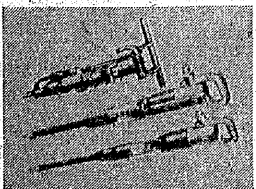
(電気開閉器)



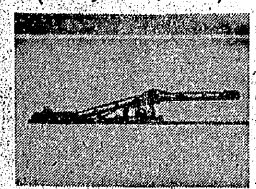
(灌漑用タービンポンプ)



(空気壓縮機)



(ロック・ドリル) (ピック・ハンマー)



(マルトローダー)

鑛山用・工場用・諸機械・精密測定機

株式 谷 商店

福岡市上山町三ノ四番地
電話 〇五七〇・一九〇六・一九七九

ヘルト・コンベヤー設計製作・火工品・鑄鋼品・鑄鐵製品

代理 關係

西 獨 瓜 獨 西 福
部 乙 生 本 本 本 島
電 製 製 製 製 電
氣 ロットマン社鑛山機械
工 鋼 鋼 鋼 鋼
業 株 株 株 株
所 式 式 式 式
獨 獨 獨 獨
乙 乙 乙 乙
部 部 部 部
電 電 電 電
氣 氣 氣 氣
工 工 工 工
業 業 業 業
所 所 所 所

福 江 石 江 福
島 崎 原 崎 島
鑛 鐵 鐵 鐵 鑛
製 工 工 工 製
造 所 所 所 造
所 トシホ
所 アレス類
所 プレス類
所 ドリル類
所 工作機械
所 工作機械
所 工作機械
所 工作機械
所 工作機械
所 工作機械
所 工作機械

昭和十四年四月七日第三種郵便物認可 (毎月一回二十日發行) 石炭鑛業互助會 發行所 若松市本町二丁目 石炭鑛業互助會